

令和2年 第3回

南会津町議会全員協議会  
会議録

南会津町議会

## 令和2年南会津町議会全員協議会会議録目次

4月24日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について	4
少雪経済対策について	5 5
その他	7 2
◎閉会の宣告	7 4

# 令和2年第3回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和2年4月24日（金曜日）午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について
  - (2) 少雪経済対策について
  - (3) その他
- 4 閉会

## 出席議員（14名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

## 欠席議員（2名）

12番	山 内 政	議員	13番	菅 家 幸 弘	議員
-----	-------	----	-----	---------	----

## 説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長

室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	館岩総合支所長	羽柴正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	星良栄	総合政策課主幹
小勝秀勝	商工観光課長補佐	丸山英司	健康福祉課 健康増進係長
大竹正一	商工観光課 観光交流係長	長沼正憲	総合政策課 広報情報係長
大竹政範	商工観光課 商工振興係長	長谷川祐樹	総務課財政係長

**事務局職員出席者**

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 どうもおはようございます。

ただいまから令和2年第3回南会津町議会全員協議会を開催をいたします。

都合により欠席届のあった議員は、12番、山内政君、13番、菅家幸弘君です。

本日の全員協議会は、町長からの申し出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、協議事項として提案いたします案件は、新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてであります。

4月16日、国ではさらなる感染拡大防止に向け、緊急事態宣言を全都道府県に発令しました。

福島県内におきましても、連日新たな発症者が報告されるなど緊迫した状況にあります。

町では、町民の皆さんへの注意喚起を行うなどの命を守るための取組を行っておりますが、あわせて経済対策についても、国の制度のほか、町独自の取組を行ってまいりたいと考えております。

刻々と変化する状況の中で、現時点での町の取組についてご説明いたしますが、今後の状況変化に合わせて対応に万全を期してまいります。

具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後とも町政運営につきましてより一層のご理解とご支援を賜

りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◇

◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題については、実質審議をする場ではなく、理解を深めるため協議、または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いします。

今回は、新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況については、説明事項が多数ありますので、説明・質疑を適宜区切って行いますが、発言時間は合計で30分となりますので、ご了承願います。

新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてを議題といたします。

説明事項1、新型コロナウイルスの感染症対策について、（1）これまでの経過及び取組についてから（3）町関係イベント等の延期・中止状況及び町有施設の休業・休館状況についてまでの説明をお願いします。

総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 総合政策課長の小寺俊和であります。

初めに、私からは説明資料次第の説明事項の（1）から（3）までをご説明させていただきます。

まず、（1）町のこれまでの経過及び取組については、資料1をご覧ください。

先月、3月6日の議員懇談会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置及び町の重点対応についてご報告を申し上げます。

その後、3月27日に開催されました町の第2回対策本部会議におきまして、感染症対策の

基本方針を見直しし、イベントの開催基準、それから施設の貸館等の基準、3密を避けることの徹底等を盛り込みをいたしました。

さらに、4月7日には、発令されました国の7都府県緊急事態宣言に伴いまして、4月9日、第3回対策本部を開催し、移動制限等を盛り込みました基本方針に大幅に見直しをいたしました。

引き続き4月16日になりますが、全都道府県に対しまして、国より緊急事態宣言が発令され、翌17日には、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県知事による施設の使用制限の協力要請が発せられました。このことから、同日夕刻には、町長自らの防災無線によりまして、命を守るための行動要請を全町民に向け発しました。

翌4月18日には、町長メッセージとして不要不急往来の自粛、基本的な感染症対策の徹底、3密の回避などを記載しましたチラシを町内全域に新聞折り込みし、町民に強く感染予防の徹底をお願いしたところであります。

4月20日には、本町を含む県全体が緊急事態宣言の対象地域に指定されたことを受けまして、第4回の対策本部会議を開催し、これまでの基本方針を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた基本方針に全面的に改正し、町が講じるべき対策を全庁で共有、確認をしてきたところでございます。あわせまして、町有施設の使用制限、経済対策についてを議論いたしました。その上で、特措法第24条9項及び第45条1項に基づく福島県知事要請により、4月20日から町有施設の使用制限について町内各施設管理者に指示をいたしました。

また、知事自粛要請に該当しない町有施設についても、感染防止拡大の観点から状況に応じ、町独自の判断で休業・休館を指示しております。

一昨日、4月22日の回覧板では、感染予防のため、不要不急の外出自粛、特に県をまたいだ移動の自粛などを求めた町長メッセージを全戸配布いたしました。

今後も町民に感染者を出さないため、なお一層の感染予防の対策を進めてまいりますとともに、この後、説明いたします町事業者に対する経済対策についても、関係部署連携し、一丸となって対応していく所存であります。

続きまして、(2) 新型コロナウイルス感染症対策基本方針についてでございますが、資料2をご覧ください。

時間の都合上、内容の説明は省略させていただきますが、この方針は今後の新型コロナウイルス感染症の発生動向や国・県等の方針、さらに本町での状況の変化により随時見直しをしております。その上で最新の基本方針を逐次町のホームページにアップしまして、町民へ公開をし

てまいります。

続きまして、(3) 町関係イベント等延期・中止状況及び町有施設の休業・休館状況についてであります。資料3をご覧ください。

現時点でのイベント等の延期・中止の一覧をまとめております。これ以外にも多数ありますが、主なものとして掲載をさせております。

裏面をご覧ください。

緊急事態宣言に伴う町有施設の休業・休館状況について一覧にまとめたものをお示しさせていただきました。

田島地域24施設、伊南地域12施設、館岩地域21施設、南郷地域10施設、合計67施設について、一部休業を含め休業・休館とさせていただきました。期間は、緊急事態措置に合わせ5月6日までとしておりますが、状況により延長となることも想定をされます。

町民の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、これについては、あしたの新聞折り込みによりまして町民の方々へ周知をいたします。

私から、(1) から (3) までの説明になります。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

14番、星光久君。

○14番 星光久議員 どこで質問したらいいか分からないけれども、例えば他県、東京のほうから田島さ来たといつて、例えば医者さかかったり何かするとき、どうするんだべかお聞きしたいんだが、例えば1つの例として、韓国の人なんだけれども、日本さ来ちゃつてもう戻れないといつて医者さかかったら、医者で診てもらえないといつので、ちょっと何ちゅうんだ、いろいろなやりとりあつて、そんなことあるのかつて俺に聞くから、俺はちょっとわかんねえけれども、聞いてみるからと言つたの。実質それで田島にいて暮らしているんだけれども、そういう形でどういう形とれんだべか、何ちゅうんだ、教えてもらいたい。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

外国から日本に來られて、お医者さんにかかりたいという方がいらっしゃるといふおただしだと思ひますけれども、それにつきましては、まず町内のお医者さんのほうに電話のほうでござ相談をいただきたいと思ひます。その中で症状等を申し上げて、先生の判断がありましたらば、

実は4月20日から県立南会津病院のほうで発熱外来というのを設置しております。町内の医院のほうから発熱外来のほうに電話が行きまして、そこで調整がありまして、時間の設定をして受診ができる、そういったことにもなっております。

また、さらに心配であるということでありましたらば、県で設置しております帰国者・接触者相談センターのほうにご連絡をいただきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そうすると、4月20日から既に期間は入っているんだけど、電話して診てもらえるか診てもらえないか含めて聞いて、それから対応してくれというような中身ですか。1つの今までの経過の例だと、看護師というか何というか、受付で分からなくて医者が診ちゃったって。そしてあとから医者が気がついて、あら、ちょっとおかしいんじゃないかと言われて、受付だの、看護師だのいろいろ医者に怒られたか何だかわからないよ、注意されて、そしたら国道まで、その近辺の国道まで封鎖して消毒やったりなんかして、何やってんだべと思っていたら、その関係で診察しちゃった。

そういう関係で、大した日本だなんて言われたみたいなんなんだけれども、その親はこっちにいるもんだから、親も行って、おかしいんじゃないかと言ったら、いや、県外の人には診れないって、そういう回答が来たわけで。

だから、そこらも含めて、俺、実質携わってないから分からないけれども、そこらなした形か分からないけれども、そういう形あったというもんだから、そこらも含めて開業医から何かきちんとした対応をしないとばらばらになっちゃう。これから増えると思う。そういう形でどうなのかな。いいですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

そういった事例があったということで、郡の医師会のほうにもお伝えしたいと思います。そして、実はあした新聞折り込みをするということでお話先ほどありましたけれども、その裏側のほうに、こういったチラシを入れさせていただいております。「まずは電話をしてください」というような内容になっております。こちらについては、かかりつけ医のお医者さんのほうから、今ほどありましたように、全く電話もなくそのまま診察のほうに来られて、実は入り口にも「まずは電話をください」というふうに書いてはあるんですが、やはり目にとまらずに心配ですぐに医院のほうに駆けつけてしまったという事例が多数寄せられております。

そういったことで、まずはかかりつけ医のほうにもお電話をいただく。さらに、相談センタ

一のほうにもお電話をいただく。まずは電話をしていただきたいというふうなお願いで、町民の方にはお知らせしております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうことで電話して対応できればいいけれども、拒否しられちゃったら大丈夫なの、おらほうの病院来てもらおうと病院内消毒しなんねえし、いろいろな形あるもんだから、おら方さ来ないでけろなんて断らないの。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

町内のクリニック、医院の先生方も大変過敏になっている部分はあるかとは思いますが、やはり医療体制をしっかり守っていくということになりますと、急に来られますと大変困っている。そういうお話を聞いております。診ていただきたいというその方の意思はすごく分かるんですけども、まずはお電話で確認をしていただいて、そこでどういった判断をされるか、全く診れませんということであれば、帰国者・接触者相談センターのほうにお電話をたいて、その中で症状を言っていただく。基本的に4日以上発熱があるとか、そういった要件がありますので、もしそこまでいってない場合でありましたらば、ご自宅のほうで養生していただくというふうなことになるかと思えます。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 簡単なことでこんなの質問しているなんて思っているか分からないけれども、実質俺らも、例えば熱出ただの何だのって、わがで分からないべした。医者に行きたいべした。いや、電話来たら、いや熱出たら家でいてくれと言って、3日も4日もあれして、例えば大丈夫なのかな、そういうことで。熱出たと言って、医者さ行きますと言ったら、いや熱出たんならおらほうさ来ないで、軽い熱だべから家にいてけろなんて言われぬ。大丈夫なのか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからちょっと説明させていただきます。

まず、医療崩壊を起こさないというのが非常に重要な視点でございます。そういう意味で、健康福祉課長が説明しましたように、気になる症状があってもすぐ開業医なり病院の窓口に行くのではなくて、電話で受診してくださいと、相談してくださいということで、開業医の医師、それから医療スタッフ、これが感染しますと大変なことになりますので、そういうふうなお願いをしているということです。

それから、今回の感染症については、その所管が福島県、県になります。保健所になります。南会津郡の場合は、保健所は南会津保健所になりますが、もしそういうふうなことでお困りのことがあれば、そちらのほうにご相談いただく、もしくは町のほうに相談があれば、保健所のほうにおつなぎをしてその対応に当たるということで、対応するしかないというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうことで対応なかなか難しかったら、まず町へ電話よこせという形で捉えればいいですね。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 そういうケースであれば、町のほうにご相談いただいて、町からしかるべきのほうにご案内すると、取次ぎをするというふうなことは、当然県の業務をサポートする町の役割にも入っているものだというふうに思います。

○14番 星光久議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 資料3についてちょっとお聞きします。

この事業名の後ろに開園延期とか延期、さらには縮小とか閉園というふうに書いてあるわけですが、閉園の場合は、これらのことについてもうちょっと詳しく説明していただきたいと思うんです。記載されていないのは、中止というふうに捉えてよいのか。それから開園を延期というのは今検討中で、もし収束したら秋にでも開園するとかという予定なのかなというふうに想像するんですけれども、その辺をちょっと具体的に今申し上げた部分それぞれについて見解を説明してほしいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

資料3につきましては、基本的に中止、延期の一覧を記載させていただいておりますが、その中で閉園という表示につきましては、簡単にいうとオープンしないという表現でもよろしいのかというふうに思っております。

例えば藤生わらび園というのは、オープンをしないという意味で捉えていただければと思います。

そのほか延期とあるものにつきましては、山開き等が多いんですが、春の山開きではなくて、

秋へ状況に応じて延期を予定していると、そういう意味でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 田島☆園祭については、規模縮小というのはどの程度の規模にするかは決定しているんですか。

○室井嘉吉議長 観光交流係長。

○大竹正一商工観光課観光交流係長 お答えします。

今年の会津田島☆園祭の件ですが、規模縮小ということで、お党屋本で行われる神事、これもお党屋本だけですね、そちらのほうと神社のほうで行われる神事、そちらのみを実施しまして、それ以外については実施しないということで決まっております。

以上です。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島進議員 資料3の裏面の館岩地域の13番であります。たかつえカントリークラブ5月10日まではいいんですが、括弧書きで（郡内にお住いで、友の会会員に利用限定）とあるんですが、なぜ友の会の会員と限定されるのか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これも正直すごく悩みました。いろいろな何とかといいますかね、閉園、オープンするところ、やめるところ、いろいろな基準がございまして、国・県のほうでも指示もありました。このゴルフ場に関しましては、ある程度人が特定できる、感染が防止できる対策を最大限やろうということの意味でこのような決定をして、これは事業を、こういう条件の中で続けようということと判断したわけでありまして、よそからの人とか、やはり今県内でも感染者おられますので、そういう人たちとの接触を町としては防ぎたいと、そのようなことでこのような限定的な話の中で指定管理者と話を進めたところであります。

ですから、できる限りの努力をしながら、皆さん方にも一方では利用していただくものは利用していただくような対策も考えながら、駄目なものは駄目だと、そういうふうな判断の中で、町としてはこういう何とかといいますかね、方向性を出したところでございます。

ですから、利用者の限定と申しますか、しっかりと対応ができると、そのことに対しての判断でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1 番、五十嵐芳道君。

○1 番 五十嵐芳道議員 資料3番の裏面なんですけど、全体的には5月6日ということで記載されていて、中に5月10日とあと6月30日までというのがあるんですけど、この基準というの  
はどんなふうになっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

5月10日までと記載がある分につきましては、国の緊急事態宣言はとりあえず今5月6日  
ということになっておりますが、その次の土日も含んでそこまでやったほうがいいだろうとい  
う指定管理者との協議の結果、そのように延長したものでございます。

また、6月30日までということ、道の駅番屋、それからそば処曲家とありますが、これに  
つきましても、指定管理者と協議の結果、このように変更したということでございますので、  
ご理解願います。

○1 番 五十嵐芳道議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 そのほかありませんか。

11番、高野精一君。

○1 1 番 高野精一議員 それでは、何点かお伺いしたいと思いますが、これ先ほどの説明の  
中において、資料2の部分も質疑していいのかな。

1つは、経済対策の関係なんですけど……

○室井嘉吉議長 経済対策、それは後ほどよろしいですか。

これだべ、経済対策。ちょっと待ってください。

○1 1 番 高野精一議員 資料3だ。

○室井嘉吉議長 3ページのものね。それはいいです。

○1 1 番 高野精一議員 いいですか。

○室井嘉吉議長 はい。

○1 1 番 高野精一議員 では、お伺いしたいと思います。

それでは、今この国で事業者に対する項目でこれ載っているんですけど、1つ国の方針と  
町の方針でこれレジュメが上がっているような感じが1つはします。それで、1つ商工会は、  
1つは、こういう組織の中に商工会というのはあるんだろうと思っておりますが、商工会から  
の町に対する要望とか、そういうものは、商工会の独自のものが上がってきているものはある  
のかどうかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 高野議員にお答えしたいと思います。

まず、今回の基本方針の中の部分、ここでは経済対策ということで、国の政策に連動しながら、中小企業事業者等しっかり連携してやってきますよというような基本的な考え方を、ここで整理したということをご理解いただきたいと思います。

それから、今ほど具体的に商工会からの要請とか、町の取組ということになるんだと思いますが、これはこの後の説明項目で出てきますので、その場でご質疑もう一度いただきたいと思います。

○11番 高野精一議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで（１）これまでの経過と取組についてから、（３）町関係イベント等の延期・中止状況及び町有施設の休業・休館状況についてまでを終わりたいと思います。

次に、（４）これまでの相談件数についてから、（６）小・中学校の対応についてまで説明をお願いいたします。

健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 健康福祉課長の阿久津勝英です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、（４）と（５）についてご説明いたします。

まず、（４）これまでの相談件数についてでございますけれども、資料の４番に基づいてご説明を申し上げます。

去る２月14日に、健康福祉課内に新型コロナウイルス感染症の相談窓口を設置いたしました。そして町民の皆様からの電話相談等をお受けしてまいりました。これまで電話で19件の問合せ、ご相談が寄せられております。

種類別の相談内容でございますが、資料の中ほどに相談種別を記載いたしました。例えば微熱が続いているがどうすればいいかというような健康状態に関するお問合せが５件、症状が出た場合にどこに相談したらいいのかというような相談窓口についてのお問合せが４件、そして雇用や経済対策に関するお問合せが４件ございました。その他情報発信に関すること、行政指導に関すること、PCR検査に関することなどのお問合せがございました。

相談内容につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたい

いと思います。

続きまして、(5) 町内で発生した場合の対応についてでございますが、資料5のフローチャートをご覧くださいながらご説明を申し上げます。

感染者に対しての直接の対応は、先ほども副町長のほうからもありましたとおり、南会津保健所のほうで対応することになっております。

具体的には、患者さんからの行動履歴や濃厚接触者の方の聞き取り、入院する医療機関との調整、そして関係機関への連絡、情報提供などが保健所の仕事として上げられます。

資料の上のほうに記載してございますけれども、町内で感染が確認されますと、まず南会津保健所のほうから健康福祉課のほうに電話が入ってまいります。町ではそれを受けまして、直ちに対策本部会議を開催することにしております。

感染が確認された当日の町の対応といたしましては、町民の皆様の不安の解消、そしてさらなる注意喚起を図ることを念頭におきまして、町民の皆様に感染者の発生状況を迅速に、正確にお伝えすることを一番に考えて対応してまいります。

具体的には、資料の中ほどに記載がありますけれども、記者会見の開催、そして町ホームページでの情報発信、そして防災行政無線による緊急放送、この3つを行う予定でございます。

ただ、防災行政無線につきましては、夜間になってしまうことも想定されますが、時間に応じまして対応させていただいて、余り遅い場合は翌日の朝というような対応も考えております。

また、情報が町民の皆様に広がりますと、役場に様々な問合せの電話が来ることが想定されます。本町だけでなく、各総合支所においても、問合せの電話に対応できるように職員を夜間まで配置したいと考えております。

記者会見におきましては、感染者本人やその家族、そして職場などへのプライバシーに配慮することとされております。それで公表する内容につきましては、本人の同意がとれたものについてのみ発表することとなっております。

例えば居住地に関してでございますけれども、町といたしましては、町民の皆様の不安解消やさらなる注意喚起のためにも、旧町村名まで公表したいというふうに考えてはおりますけれども、ご本人の同意が得られない場合は、町の名前までということになります。こちらにつきましては、議員の皆様にもあらかじめご了承くださいたいと思っております。

一方、感染者が保育所、学校、福祉施設などで発生した場合には、感染拡大が危惧されて多くの方々に影響が出るおそれがあります。そういった場合には、県の判断で施設の名称についても情報提供される予定でございますので、その際は県と協議しながら対応していきたい、そ

ういうふうを考えております。

以上、私のほうからは、（４）と（５）についてご説明を申し上げました。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 学校教育課長の渡部浩明であります。

それでは、私のほうから（６）小・中学校の対応につきましてご説明のほう申し上げます。

資料につきましては、資料６となります。

まず、今行われております小・中学校の臨時休業であります。去る４月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとの方針が発表されたことを受けまして、福島県知事から福島県教育委員会に対し、一斉臨時休業を行うよう要請がございました。

さらに、４月17日には、福島県教育長より市町村立小・中学校に対する一斉臨時休業の要請があったところでございます。

この要請を受けまして、本町におきましては、４月17日に町内小・中学校の臨時校長会を開催し、検討したところでありますが、感染拡大防止及び児童・生徒の命を守るという観点から、学校一斉に臨時休業することとしまして、その期間につきましては、資料１ページの中ほどに書いてございますが、４月22日から５月10日までの19日間としたところでございます。

なお、現在行われておりますのは臨時休業でございまして、児童・生徒は自宅学習とし、教員は出勤するものとなっているところでございます。

また、臨時休校というものがございまして、こちらについては、児童・生徒は休業同様自宅学習となりますが、教職員については在宅勤務とし、学校は閉鎖するというものになってございますので、よろしく申し上げます。

次に、コロナウイルスに対する学校の対応についてということでございます。こちらのほうにつきましては、資料の６、３ページ、４ページになります。

これは、コロナウイルス感染症が発生した場合の学校の対応についてまとめたものでございますが、緊急事態宣言の対象地域が拡大される前に作成したものでございまして、状況の変化に応じ、内容も今後変更されるというものでございます。

まず、３ページの２の基本方針のほうご覧いただきたいと思っております。

こちらのほう（１）から（３）までの３段階に分けて対応を定めたところでございます。この３段階を図示したものが次の裏面になります。４ページのほうになります。４ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、レベル１からレベル３の３段階での対応となるところでございます。

まず、上段のレベル1でございますが、町内に今感染者が発生したが、児童・生徒、教職員が濃厚接触者でない場合がございます。この場合、町内の全学校で普通授業を行います。授業の短縮、部活動や行事の制限は行うということでございます。しかし、感染者が拡大するような場合については、臨時休業も検討するというところでございます。

次に、中段のレベル2でございます。児童・生徒や教職員が濃厚接触者になった場合がございますが、この場合、町内の全学校を臨時休業とします。児童・生徒と会計年度任用職員制度については自宅待機となりますが、教職員については通常勤務となるということでございます。

次に、下段のレベル3でございますが、児童・生徒、教職員に感染者が発生した場合でございます。この場合については、発生した学校については臨時休校、学校閉鎖とします。また、その他の学校、発生した学校以外の学校ですね——については、臨時休業としまして、児童・生徒及び会計年度任用職員については自宅待機となりますが、教職員については通常業務となるということでございます。

なお、本対応については、先ほどお話ししたとおり、4月9日に作成したものでございまして、状況の変化に応じ内容を変更していくというものでございます。

すみません、資料のほうちょっと戻っていただきまして、3ページのほうご覧いただきたいんですが、中ほどの3、各対応についてということでございます。

まず、(1)の児童生徒でございますけれども、濃厚接触者及び感染した児童については、出席停止としまして、感染がないこと、または陰性が確認できるまでは登校をさせないということとします。

また、教職員については、濃厚接触者となった場合、また、症状等が出てコロナウイルスの疑いがある場合については、自宅待機といたします。感染した場合については、陰性が確認されるまで出勤しないということとします。

(2) (3)についてはご覧のとおりでございます。

次に、4の授業の再開についてでございますが、臨時休業、臨時休校の期間はおおむね2週間としまして、新たな感染者が発生しない場合は、授業を再開するということといたします。

最後に、子供の居場所確保ということでございますが、こちらのほうに、資料のほうには載ってございませんけれども、感染拡大予防のため、自宅で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅で過ごしていただけるようお願いをしておりますが、共働きだったり、低学年の児童で留守番することが困難な場合等のために、学童保育の充実を図るなど、健康福祉課との連携を図りながら、子供の居場所の確保をしているというところでございます。

以上、現時点での対応について説明させていただきましたが、今後の状況により変更もあり得るということでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、これまでの説明内容について、質疑、ご意見等ございましたら、発言を受けます。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 忘れないうちに学校関係のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

様々な対応、具体的な部分は聞きましたが、19日間というと結構長いです。ほかでは、国の例のGIGAスクール構想の関係で前倒しでiPadを全生徒に配っている、関東圏ですけど、そういうので授業をしているというのがありました。

僕も一般質問させていただきましたけれども、19日間学校と生徒のやりとり、どんな感じで具体的に先生、学校対家庭、それに対してどのような計画というか、やりとり、連絡したりする部分について、授業の遅れ等ありますから、その部分について教えていただければと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

各学校の子供の対応ですけれども、準備期間を2日間取りました。実際には22日からということで2日間取って、その中でその19日間の過ごし方については、学校で課題等を与えるとか、そういうことで指導を十分に19日間過ごすようにということで指導をしました。

また、19日間の期間中におきましては、こまめに家庭と連絡を取って、子供の状況の把握とかに努めるというように学校のほうに指示を出しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 休校になるのに2日間でいろいろ準備したり、国として多分19日間こんな心づもりで皆さん生活してください、不要不急の外出はなるべく出ないと、様々な注意をしたと思うんですが、今最後に教育長言われた、こまめに連絡する。ほかではそういうテレ授業というか、遠隔授業の準備がないところは、やはり先生がスマホで、場合によっては今画像もできますから、生徒と顔を見ながら一人一人に電話しているというニュースを時々聞きますので、今の連絡の部分は多分それに当たると思うんですが、定期的に先生から連絡来るん

だなどかというような計画も立てたと思うんですが、そういうもので学校と生徒一人一人につながるような形、それと担任であれば、では、金曜日だけ連絡しましょうかということも含んで多分言われたと思うんですが、そういう意味では、学校からの生の先生の声を聞くことが生徒にとっては、では、勉強しようかとか、外に出ちゃいけないなということできますので、遠隔授業のハードの授業は期待できませんので、その分ぜひ生徒たちのやりとり、細の部分の分ではやっていると思いますけれども、ぜひその分ではやってほしいなと思います。要望です。考えを。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私からお答えしたいと思います。

まさに議員おただしのおとり、やはり子供も不安に思っていると思いますので、定期的に担任のほうから連絡を入れたりということを再度学校のほうに要請することを確認したいと思います。

以上です。

○10番 湯田 哲議員 よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 資料5の対応のフローチャートなんですけれども、ここで要望させていただきたいのが、実は「人権への配慮に注意」というふうに書いてありますが、発症者が、陽性の感染者が回りから誹謗中傷されて、テレビでも皆さんすごく謝っています。それを恐れる余り、熱が出てもひたすら隠す傾向が今すごく問題になっています。ぜひこれを、たとえ感染しても、その人たちを責めないようなケアを町の人もやっていただきたいと思うんですけれども、そうでないと、正確な情報がこれ誹謗中傷を恐れて隠蔽される可能性があります。ぜひそれをお願いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしの人権への配慮、これは本当に国からも言われております。感染症予防法の中にもそれがうたわれております。議員がご指摘いただいておりますそういった人権といいますか、誹謗中傷を恐れて自ら手を挙げない方がいらっしゃるのではないかと危惧されている点につきましては、今後第2弾、第3弾で町民の方にお知らせするチラシ等の中で、そういったことも盛り込みながら、町民の皆様にお伝えしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 あともう一つなんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、例えば役場職員の皆様、毎日の検温はされているのでしょうか。あと学校の生徒さん、教職員の方は毎日の検温をされているのでしょうか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

職員につきましては、毎朝自宅で検温するという事で取り扱っております。万一熱等があれば休むということにしております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 学校の教職員及び生徒というような内容だったかと思えますけれども、特段教育委員会としては、その指示のほうはしてございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひそういう集団で生活する場所は、やはり毎日の検温というのは必要だと思います。特に子供なんかはちょっと熱あっても分からないんです。症状がない場合があります。ぜひそういう異常を早く感知して、リスクを低減させることが大事だと思います。ぜひやってください。

あともう一つ、保育園、幼稚園はどうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

保育所につきましては、朝、登園、登所前に必ず熱をはかって、熱がある場合は登園、登所させないというふうにご家庭のほうにお願いをしております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、保育園、幼稚園は当面の間、休業というか休園というか、そういうものはしないということによろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

保育所につきましては、一応このまま運営を続けていきたいというふうには考えておりますが、できるだけおうちで見られるご家庭では、おうちで見ていただくようお願いも合わせてして

おりまして、どうしても預けないと仕事ができない、そういったご家庭のみ預かるような形をとりたいたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 幼稚園につきましても同様の取り扱いをしたいというふうに考えてございますが、先ほど検温の関係でお話ございました。学校を再開する際、再度教育委員会として、学校長宛に教職員並びに児童・生徒に対して検温の徹底を図るよう再度指示をしたいというふうに考えております。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 すみません。私、検温の件でちょっとお答えしたいと思うんですけれども、各校長先生方にお聞きしたところ、毎日の健康管理という項目の中に検温を入れて実施している学校さんがあるという情報を聞いておりますので、多分校長会でそういう申合せ等をして健康管理に努めているのかなというふうに理解していた部分もありますが、先ほど課長が申したとおり、しっかりと文書等で各学校のほうに指示を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 資料5の左側の下のほうに「県の感染者等に関する業務」という図がございます、重傷者、中等症者、軽症者、この3つの取扱いが記載されております。我が町、県内は65名ということで、新聞やテレビの報道で他の都道府県に比べれば少ないわけですが、幸い、まだ会津地方、我が町に感染者はいないわけですけれども、もし我が町に感染者が出ました。そしてその方が軽症者という場合は、県が借り上げた駅前のアパホテル、そこに収容というふうな理解でよろしいのでしょうか。お伺いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今、県では、そういった患者様の収容に関して3つの段階で分けて捉えております。

まず、こちらの表の中にも下に書いてありますけれども、重症者については、こちらに書いてあります県立医大の附属病院、そしていわき市医療センター、この2か所だけになっております。あわせて多分30床程度だったと記憶しております。

あわせてその下の段階が中等症者、こちらに関しましては、会津地域には会津医療センターと、私どものところにあります県立南会津病院もその中に、一般病院の中に含まれているというふうに聞いております。

あわせて、今おただしの軽症者、そして無症状者に関してでございますけれども、先日のアパホテルの報道があったとおり、県としましては200床をまず準備いたしました。今後、県内の7つの生活圏の中にそれぞれこういったホテル、宿泊施設等を設置したいというふうを考えているというふうに聞いております。まだ現在のところ1か所のみを発表になっておりますが、今現在合計しますと、アパホテルは別として、重症者、中等症者向けの医療機関のベッド数は113あるというふうに聞いております。現在の入院患者が大体50人前後というふうになっておりまして、今空いているのが60程度だと思われませんが、これから10日以内、それが満床になるおそれがあるというふうなお話もありました。それに合わせて、今回のアパホテルの200床を準備したというふうに考えております。ですので、今後、感染拡大が広がりますと、そういったホテルのほうを利用するということになろうかと思えます。

以上です。

○3番 川島 進議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 資料6の2ページに記載されております教育長からの南会津町の子供たちへというところの1、2、3について伺いたいと思います。

この中で学んで分かったこと、大切な家族を守りましょう、こういうことの家族の皆さんとお話ししましょう、これのどこの、年代ごとによって違うと思うんですけれども、中学生、小学校の高学年、中学年、低学年、2番については、お互い健康に気遣うと共に、自分ができること、これは手洗いとかそんなことではないんだろうというふうに思うんですけれども、この部分について自分たちが考えて分かること、そしてもっと具体的にこういうことは家族とお話ししましょうという部分が必要なのかなというふうに思っているんです。

3番目であれば、コロナウイルスと戦ってかかっている多くの方々に応援と感謝の気持ち、これは医療従事者等々前線で働く人たちに対する思いなのかなというふうに勝手に解釈していただきますけれども、具体的に一番大切な部分でどういうことありますか、この感染を防ぐため、感染をしても発症しないためとかということ、そこについてこの文章の奥にある文というか、教育長の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 お答えいたします。

各細かな手洗いとか、そういう諸注意については、もう学校のほうから十分文書等で各家庭に行っています。さらに、それと同じような内容について、輪をかけて特別教育委員会のほうから指示を出さなくても十分行き渡っているなというふうに考えましたので、私としましては、やはり教育大綱の狙いというものがどういうものなのかということ保護者の方にまず分かっていただきたいと。やはりそれは学力だけじゃなくて、こういう有事に対してもきちっと対応できることを目指した教育大綱なんだということをご理解いただきたくて、教育大綱の基本目標にあります1番、2番、3番に沿って、自ら学ぶということは、では、学んだことをこう利用するというような形で書いたものなので、確かに小学校の低学年もしくは小学生にはちょっと難しい内容になっているかなというふうに思いますが、以下のほうで、保護者の方に、これについて保護者の方のほうから子供たちに説明してほしいということですので、その辺をご理解いただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。ここについて、教育長の思い分かりました。

町全体としてウイルスに対する対策、これが例えば具体的に健康を守るためには、よく寝ること、よく寝るためには運動も必要、ストレスをためない、そしてビタミンの摂取であったり、そういうことが感染しても発症しない、この感染しても発症しないというのは、かなりの確率であるんだそうです。これは京都大学の感染症、免疫学の教授たちがホームページで述べていますから、ぜひ見ていただきたい。そういうことがしゃべってみると意外に分かっていない、分かっていない。

だから、そういうのが子供たちから、例えば家族と話していただいたりすると、昔からもう100年前のスペイン風邪もウイルスでしたけれども、ウイルスとの闘いって、ずっとSARSもMERSもありましたけれども、この中で最近書かれたものが、ちょっと読ませていただきます。

「今回のコロナウイルスに感染しても、多くの人は気がつかない。無症状でいる。でも、それが危ない。知らないうちに他人にうつしてしまう。感染させられてしまった人は、発症して死んでしまうかもしれない、その人は症状が出なくても。誰にもうつしてはいけない、そういうことを考えると、パラダイムシフト、考えを180度変えることが重要で、うつらないようにするよりうつさないようにすることに意識を、無症状で感染している人、保健所等々からPC

R検査を受けてくださいという指示がない場合は、そのままのままでありますから、そこをしっかりと、書いてある下のほうには、「いつかはお前もかかる。かかったとき助かるように、今から栄養をつけろ、よく寝ろ」、これは若者向けなので「たばこはこれを機にやめろ」という過激な文、これ書かれたのは京都大学の准教授の宮沢孝幸という先生なんです。免疫学についての論文に200本も上げているという先生の書いたものなので、これは若者向けに出しているものなので、ぜひこういうことも参考にして、実際にかかっても重症化しない、命を守るためにはそういうことが大事だと思うので、こういう部分も、例えば学校から子供たちに、こういうこと具体的に書いてあげて家族で話し合おうとか、そういうことも重要なのかなというふうに思いました。教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 今議員お尋ねのとおり、ある程度きちんとした情報をもとに、子供に伝えていくということは、これは子供や家族にとっても大事な事かなというふうに思いますので、今後、機会があればそのようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番 楠 正次議員 お願いします。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほどいろいろ質問等出ていましたので、私も子供さんが新入生で今回入った方が一応2回の、今回も今学校が臨時休業というふうな形になっているということで、大分まだ学校にもなれてない方がとまどっている子供もいるんだと、だから、今回、休業明けのときに、学校に行きたくないとか、そういう子も考えられるから、ぜひそれらに対する対応について、教育委員会のほうでも何らかの対応をすべきではないか、多分検討はされているのではないかなというふうに思いますが、ぜひ最大の配慮をお願いしたいなということを要望としてあげておきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 今回の休業期間については、町のほうとして4月22日から5月10日までとしたんですけれども、国のほうでは4月21日から5月6日にしたんですね。前の始まりの期間、1日遅くしたんですが、これは休みに入るための準備期間、後ろを長くしたというのは、これは再度授業が始まる前に、子供たちの様子を見るために2日間の期間を今回準備して、あえて国の6日ではなくて10日までとしたところです。

ですので、7日、8日になりますけれども、この2日間にかけて子供たちの様子を確認して、

休みの日ですね、そういった部分で、例えば出かけたりしてリスクがあったり、あとは長期期間休暇というか休業になって、心のケアだったりというようなことで、子供たちの様子を伺うというふうなことで2日間設けたという部分もございまして、そういったことで、学校のほうでも子供たちに対するフォローをしていくというようなことでの休業期間を定めたという点もございまして、ご理解いただければと思います。

○6番 渡部訓正議員 了解。

○室井嘉吉議長 それでは、1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 学校のPTAの関係なんですけど、これだけ休業というか休んでいると、PTA会費のほう、役員会をやってPTA会費って決まるんですけど、役員会の総会で。保護者の中には、費用も確かになくなるはずなんです。会議もやらないし、あと旅費も出なくなると思うんで、減額するとかという話をしたほうがいいんじゃないかという話も出てくるのかと思うんですけども、教育委員会としてはその辺はどういう考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 PTA会費のほうは、各学校のPTA会員の方とあと学校のほうで相談して運用等決めていることかなというふうに思いますので、その点につきましては、各学校さんのほうにお任せしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 役員会なかなかできないこともあると思うので、指針というか、こんなふうにしたらいいんじゃないかなというのがあると、役員は楽なのかな。勝手に考えてくださいという、各学校で独自の運営は確かに大切なんですけど、繰越金を考えたり、郡Pや県Pの上納金というか、納めるお金も、郡の会長は県の役員になっていると思うので、そこで県のほうの会費も今年はどうなのという話をするとか、そんなことしてできるだけ出費、皆さん大変な出費な状況だと思うので、PTA会費のほうも少しでも安くなれば助かると思うので、そんなことを、こんな方法があるよというか、こういうふうにしたらいいんじゃないかというアドバイスというか、できればいいかなと思ったんですけど、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 議員のご心配はよく分かる点でありますけれども、やはり指示を受けて喜ぶ方もいれば、指示を受けて困る方もいるかなというふうに思いますので、PTAの組織で多分横のつながりもあると思うんですよね。各学校のPTA会長さんの集まりとか、県の集まり、

そういう中で、ある程度の共通した理解を持っていただくように話し合っただけならばよろしいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 PTAの話はそれで、保育所の、なるべくおうちでというか、いう話だったんですけども、それについても休むのはいいんですけども、保育所の費用も安くならないのかという話も出てくるのかなと、休むのはいいんですけども、定額で払っていて、休んでいくというのもどうなのかなというのがちょっと考えるもので、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今回の要請によってお休みする場合と、要請といいますか、仕事ができなくなることでお休み、失礼しました。そういった場合の取扱いについては、今後検討していきたいと思っておりますけれども、基本的に日割り計算でお戻しするようなことも検討しております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 検討ということだったので、ぜひ収入もなかなか少なくなると思うので、前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 あと何人くらいこの項目で質問される方いらっしゃいますか。ないですか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 なければ、ただいまより換気を行うと、こういうことで10分間休議をいたします。

11時20分再開ということでよろしくお願いします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○室井嘉吉議長 それでは、引き続き会議を開きます。

これまでの中で(4)から(6)までの分については終わります。

引き続きまして、説明事項2、経済対策について、(1) 緊急経済対策事業についての説明をお願いいたします。

商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 4月から商工観光課長となりました星博文です。よろしくお願いいたします。

私からは、国の緊急経済対策の概要について説明させていただきます。

それでは、資料7をご覧ください。

こちらの資料につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を左側と真ん中にありますピンク色に塗られた部分につきましては、企業活動、右側のオレンジ色に塗られた部分につきましては、家庭生活という2つに分類したものとなっております。

初めに、ピンク色の企業活動のほうから説明させていただきます。

企業活動への影響につきましては、さらに左側にあります人の流れの停滞に伴うものと真ん中の物の流れの停滞に伴うものに分けて整理をしております。

まず、左側の人の流れの停滞に伴って影響を受ける業種といたしましては、黒の四角で塗りつぶされているところがあります宿泊業、料理・飲食業から下にあります最後の農業まで12の業種にあげられると思います。

次に、右側の物の流れの停滞に伴って影響を受ける業種といたしましては、工業系製造業を初め、最後の燃料販売店まで6つの業種が上げられると思います。

なお、この2つの分類に共通して生じている影響といたしましては、その下に細長で左の上のほうに青色の字で【生じている影響】というふうに書かれている部分がございますけれども、そこに記載のとおり、地代や店舗等の賃借料の支払いから、一番最後にあります公共料金等の支払いまで8つ記載させていただいておりますが、こういったものに困っております、それが今後長期に及んだ場合につきましては、その下に青色の字で【危惧される事柄】というふうに記載があるかと思いますが、こちらに記載のほうさせていただきましたとおり、廃業や倒産の危機に直面する事業者が出現したり、従業員の解雇や雇止め、こういったものが行われたりするおそれがあります。

したがって、このような事態を避けるために【求められる対策】といたしましては、その下に緑色に塗られました3つの四角があると思うんですけれども、そちらに今ほど説明させていただきました人の流れと物の流れの両方に共通するものとしては、緑色の3つの真ん中にご覧のように、減収に対する直接的な支援、雇用を継続するための支援から最後の公共料

金等の支払い期限の延伸、こちらまで8つ記載させていただいておりますが、こういったものが考えられます。

また、その左側に、一番左側にありますけれども、緑色に塗られた四角の中にく人の流れの停滞に伴って人の流れをつくり出す方法>として考えられるものとして、コロナウイルス感染症の鎮静化をさせることによりまして、地域経済に現金が流れる施策を講じることではないかというふうに考えております。

さらに、右側の物の流れの停滞に伴って、求められる対策といたしましては、コロナウイルス、これの感染症が沈静化すれば、貿易環境が好転いたしまして輸出や輸入が元どおりに戻れば、おのずと景気の回復が進み消費の拡大につながるものというふうに考えております。

次に、右側のオレンジ色の家庭生活のほうについて説明させていただきます。

家庭生活において【直面している課題】といたしましては、勤労者につきましては、小学校等の臨時休業ですとか、仕事先の都合によりまして勤務日数や勤務時間が減ることによりまして収入減、また経営者につきましては、業績不振によりまして家庭生活においても様々なものが圧迫されるといったことが考えられます。

なお、この家庭生活において生じている影響といたしましては、先ほどのものと関連するものが多いですけれども、食費や医療費、地代、家賃などといった生活費の支払いやローンの支払い、税金や社会医療等の納付とか、こちらに記載のとおり、最後の高校や大学等へ進学している子供の各種支払いまで、7つのような項目において影響があると思われま

なお、こういったものが長期間に及んだ場合には、その下に丸で2つありますけれども、子供たちの学習の遅れ、そして最悪のケースといたしましては、生活苦による自殺、こういったものにつながるおそれがあると思います。

したがって、このようなことを避けるために求められる対策といたしましては、収入の落ち込みに対する支援、子供の養育や学習に対する支援を初め、こちらに記載してありますような6つの項目、こういったものが考えられるというふうに思います。

なお、国におきましては、これらの求められる対策への支援策といたしまして、一番下に水色で塗られました4つの四角があると思うんですが、こちらに書かれました左のほうから①から一番右の一番下の⑮までと、あとは真ん中の少し上に、同じように水色で塗られました⑯から⑳まで、こちらのような施策が打ち出されているというような形になっております。

なお、水色に塗られております国が打ち出した支援策の主なものについて、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、一番左側の①というところに持続化給付金というものがあるかと思えます。こちらにつきましては、売上げが前年同月比で50%以上減少している場合に、前年の総売上げから前年比でマイナス50%以上となった月、それを12倍した金額を差し引いた額を支給するというような内容になっております。その場合、法人につきましては200万円以内、個人事業主等につきましては、100万円以内が支給されるというような内容となっております。

次に、その下になりますが、雇用調整助成金につきましては、事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主が労働者を一時的に休業させたり、休業手当を支払って雇用の維持を図った場合に、1人当たり1日最大8,330円という上限額を設けまして、中小企業であれば5分の4、1人も解雇をしなかった場合については、中小企業で10分の9を助成するというような内容になっております。

なお、今日の新聞報道などを見ますと、この上限額8,330円が安過ぎるというような要望があったり、零細企業では1人も解雇しなかった場合、10分の9ということで10分の1の持ち出しがあるわけなんです、それが重荷になるというようなことで、そういった上限額の引上げとか、あとは10分の9ではなくて100%、全額を助成するような検討に入ったというような記事もございました。

次に、下の一番右側に⑩というところを見ていただきますと、個人向け緊急小口資金等の貸付というのがあるかと思えます。こちらにつきましては、主に休業されて一時的な資金が必要な方を対象とした緊急小口資金と、主に失業されて生活の立て直しが必要な方を対象とした総合生活資金といった無利子での貸付制度が設けられております。

次に、その下ですね、⑫Go Toキャンペーン事業につきましてですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症が収束した後になりますけれども、ある一定期間の限定とはなってしまうんですが、旅行業者等経由で期間中に旅行商品を購入した方に対して、代金の2分の1相当を最大1人当たり1泊につき2万円分のクーポン券を付与するという内容になっております。

次に、⑭地方創生臨時交付金につきましては、コロナ対策の実施計画を策定した都道府県と市町村に対しまして人口ですとか、感染状況などをもとに配分されまして、感染拡大を抑えるための体制確保、住民生活の支援、観光需要の呼び起こし、地域製品の消費拡大といった内容ですとか、あとは休業要請に応じた店舗等に対する協力金など、幅広い用途に充当することができるようになっております。

次に、⑮住居確保給付金の対象拡大につきましては、これまでの制度では離職や廃業に伴っ

て経済活動に困窮をした人に対して家賃相当額を助成するというような内容であったんですが、勤務先をやむを得ない休業ですとか、自宅待機になって収入が減り、住居を失うおそれがある人にまで対象を拡大するといった内容になったところであります。

なお、収入ですとか、預貯金、こういったもの、世帯人数に基づいた基準額があるものなんですけれども、こちらを下回る場合について支給されるというような内容になっております。

なお、④資金繰り支援、⑧全ての国民に対して現金10万円が給付される特別定額給付金、あと⑯から⑲までの各種税金や保険料等の猶予につきましては、この後に担当課からの説明が予定されておりますので、私からの説明については省略させていただきたいというふうに考えております。

私からの説明は、以上になります。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 商工観光課商工振興係長の大竹政範であります。

私のほうからは、町の緊急経済対策の概要について説明をさせていただきますので、資料8をお手元にご準備いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、日本はもとより世界じゅうでいまだかつてない経済危機と生命の危機に直面しております。この感染者が確認されていない本町におきましても、ウイルス感染がいつ身近に感染するかわからない、このような恐怖におびえながら、日常生活の活動自粛とともに、地域の経済活動が大きく停滞しています。特に飲食サービス業におきましては、経営の危機に直面していると、このように認識しております。

このウイルス感染は、感染初期から蔓延期に現在移行しておりまして、収束も見通せない中ではありますが、新型コロナウイルスの感染防止を最優先としながらも、厳しい経営を強いられている事業者を支援するため、現段階で町ができ得る対策を資金繰り対策、内需拡大対策、経営支援対策の3つに分けて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、初めに1ページのほうご覧いただきたいと思います。これは資金繰り対策の説明であります。

新型コロナウイルスの影響によりまして、来店客が激減した事業者におきましては、雇用の維持、事業の継続のために資金繰りが急務となっております。国による新型コロナウイルス対策の中でも、資料の中ほどにありますとおり、金利の償還を据え置きとして様々な融資制度が、メニューが用意されておりますが、融資窓口となる金融機関は日本政策金融公庫、福島県、このあたりですと一番近くで会津若松支店ということで、非常に相談窓口が遠い。そしてその相

談窓口には、現在申込みが殺到して手続が進まない。さらには制度が複雑でわかりにくいなどの課題があります。

こうした状況を踏まえまして、町のほうでは、中ほどにあります町の制度拡充（案）ということでお示しをしておりますが、町内の金融機関様との協議のもと、図にありますとおり、町内金融機関が実行する融資につきましても、町が利子や保証料を補給し、速やかな融資を支援するものであります。

具体的には、資料の一番下、四角囲みの中にあります3点、1つ目、商工会を通じた既存融資に対する利子補給制度を拡充する。これまでも商工会の融資につきましては、町の3分の2の補助を行ってまいりました。しかしながら、これらの返済についても、現在、事業者の皆様は苦しんでいると。そこにさらに3分の1上乗せして、全額利子補給するものであります。

2番目としましては、町内金融機関が取り扱う制度融資資金、例えば福島県が行っておりますコロナ対応の制度資金がございます。こうした制度融資に対しても、利子、保証料の補給制度を創設しまして、それを支援することで迅速な資金供給に支援すると。これにつきましては、3,000万円までということになりますが、県の制度資金で適用されている利率1.5%を国と同様の3年間、さらに保証料0.5%を納付しなければいけないものを、全額町のほうが補填するというものであります。

3番目としまして、国の新型コロナ対応融資で、利子や保証料の補給を受けられない事業者様も現在いらっしゃいます。その方々についても、利子、保証料を、先ほど申し上げました県の制度資金を上限とするような形になりますが、3,000万円までの融資額について利子、それから保証料を1.5%以内、保証料0.5%以内で補填すると。このような形で制度をつくったものであります。

具体的には、2ページのほうをご覧いただきたいと思います。

この比較表は、借入先ごとに町がどのような隙間の対策をするのか、講じるのかをあらわした資料になります。

初めに、1段目、表の一番左側が商工会の既存融資というふうになっている行を説明いたします。

繰り返しになりますが、商工会を通じた融資に対しましては、これまでも経営の安定化を図るために3分の2を町が利子補給してまいりましたが、来店客が極端に減少した現在では、これらの返済も大きな負担になります。事業者の皆様からも切実な声を商工会を通していただいておりますので、この利子補給3分の2に足して3分の1上乗せして全額補給というふうな支援

を行うのが1点目であります。

2段目、政府系金融機関の行ですが、政府系金融機関では、売上げが5%減少すれば、1.2%と非常に低い利率で融資を行う様々な融資制度を設けております。しかしながら、この欄の無利子要件というところにありますとおり、例えば個人事業者であれば5%減少、小規模事業者であれば15%減少、同じく中小企業者につきましては20%減少、この要件を満たさなければ利子補給は受けられない。金利自体は0.9%利率はさらに引き下げてもらえるものも、このパーセントに達しない方々が支援がないということで、右側、制度拡充案としましては、小規模事業者の皆様が5%から14%、中小企業者の皆様は5%から19%の落ち込みの事業者の皆様の方々が3年間無利子となるよう、こちらについて町が隙間を補填するということとなります。

次に、3段目、このケースは国の補正予算成立後に、町内の民間金融機関の融資に対して利子や保証料が補給されるケースを説明しております。この場合も、政府系金融機関からの融資と同様に、無利子、保証料の免除の要件が定められておまして、売上高の減少が個人ですと5%減少であるとか、保証料の免除につきましても、5%から企業の規模に応じて15%減少、これらの要件を満たさないと、利子補給が受けられないということになりますので、この隙間につきましても、町が3年間ということで利子補給を実施、それから保証料の補給をさせていただくものであります。

ただし、この民間金融機関が行う融資につきましては、保証料の2分の1を国が補填する場合がございますので、町が補填する場合は、それを除いた残りの2分の1を補填するということとなります。

最後に、一番下の段、これは国による利子や保証料の補給制度が確立される前、3月以降現在までですね、早急に資金繰りを必要とした事業者が町内の金融機関様から県の制度資金等を利用して、あるいは金融機関の独自の融資制度を受ける制度をあらわしたケースであります。

今、事業者に求められていることは、速やかな資金繰りでありまして、申し込みが殺到して、できない政府系金融機関ではなく、いつでも親身になって相談できる金融機関で融資してもらうことが大切です。この民間金融機関からも事業者のニーズもあるため、このケースについて、利子や保証料を補給する制度を創設してもらいたい、これまでの協議の中で要望いただいておりますので、スピード感のある融資を行うためにも、この民間金融機関、一番下の段ですね、そこで行う融資につきましても、記載のとおり、借入額の3,000万円までになりますが、県の

制度資金で適用されている利率1.5%、さらには保証料0.5%と上限としまして、町が利子を補給していくものであります。

ただし、これに関しましては、コロナウイルスに関連するものということにさせていただきながら、借換えだけしたいというところについては、町内の金融機関様からも、それは行わないほうが良いというご助言をいただいておりますので、借換えだけのものについては、対象外ということで今制度設計を進めております。

以上のような資金繰り対策を講じるための予算としまして、1,000万円の予算を専決処分にて措置させていただいたものであります。

次に、3ページの内需拡大政策について説明をさせていただきます。

福島県内においても、ウイルス感染が拡大傾向にありまして、緊急事態宣言が出されている中では、町外から人を呼び込んだり、町内であっても、店舗内で大人数で飲食を促すような事業を現在は控えなければならない、このような状況だと思っております。

こうした厳しい経営状況の中でも、テイクアウトやお弁当の販売、店内で飲食をさせる場合であっても、座席を話して配置するなど、こういう工夫をしながら感染予防に最大限配慮しつつ、雇用の維持、事業の継続のために事業を行っている事業者様を支援する必要があると思っております。

この内需拡大政策としましては、地元で応援プロジェクトということで、上の段になりますけれども、ふだんお店でしか味わうことのできない料理等のお持ち帰りを割引料金で提供しまして、住民の方々に購入を促すことによって、店内飲食は困難でも事業者様の売り上げを向上させるようなキャンペーンの展開を予定しております。

また、感染の収束状況を見ながら、今度は来店を促すようなプレミアムキャンペーン、こうした事業を行っていくのが上の段の事業であります。

本町におきましては、ウイルス感染は確認されておらず、町内での企業活動、あるいは私たちの生活の営みも一定程度行われております。職場での昼食、あるいは家庭の夕食に、週に1回でも飲食店の料理を弁当やテイクアウトで購入していただくだけでも、一人一人1回ということでは小さい力ですが、全員で、町全体で取り組むことによって大きな力になります。住民同士の絆や支え合いの意識も調整しながら進めていく、こうした割引キャンペーンを業界団体とともに補助金等により支援して行っていくものであります。

さらに、下の段にあります事業につきましては、今ほど説明しましたキャンペーンと連動しまして、仕組みづくりや情報発信、こうしたソフト事業について補助金によりサポートしてい

く事業であります。この内需拡大事業としましては、計上した予算は2,500万円ということになりますが、まずは大々的に人を呼ぶようなキャンペーン、人を集めるようなキャンペーンはできませんので、先行して実施する弁当等の割引助成、それと連動して行うソフト事業に対する経費500万円を、これは専決処分にて予算措置をさせていただきまして、収束の状況に応じて行うプレミアムキャンペーン分の2,000万円は、補正予算にて予算を計上させていただくものであります。

最後になりますが、4ページの経営支援対策について説明をさせていただきます。

初めに、上段の商業持続化緊急対策補助金になりますが、この補助金につきましては、売上げ減少が著しい事業者が支払っている店舗の家賃の一部を補助することによりまして、雇用の維持や事業の継続を支援するために、町独自に補助制度を創設するものであります。

具体的な補助の対象とする事業者につきましては、少雪対策で行ったときの対象事業者と同じような内容で設定をさせていただきまして、今年2月から6月までのいずれかの月で、前年同月比20%以上売り上げが減少をしている事業者を対象としています。

補助の対象経費につきましては、建物の家賃のほかに店舗に付随した土地代、駐車場等についても補助の対象としています。補助金のこの家賃補助につきましては、現在、国におきましても検討が始められております。町としましては、月額家賃の2分の1以内、上限額は10万円ということに設定しております。複数店舗を経営されている方につきましては、20万円上限ということで上限額を上げて支援するものであります。

補助対象期間につきましては、4月から9月までの間の期間で、最大3か月分を町が単独で支援していくものであります。

この家賃補助につきましては、速やかな補助が行えるよう、要綱等の整理をしておきまして、予算900万円につきましては、専決処分にて予算を計上させていただいております。

最後になりますが、その下の段、小規模事業者等活性化補助金による支援について説明をさせていただきます。

この補助金は、新型コロナウイルスの感染予防のための小規模な改修、あるいは売り上げを回復させるために事業者が行う取組を支援することを目的としております。

対象とする事業者につきましては、先ほど上段で説明しました事業者と同じ事業者、業種を対象としております。大型店舗は除かせていただいております。

補助の対象経費としましては、黒ポチ3点ほどお示ししておりますが、新型コロナウイルスの対応のために必要となる感染予防のための小規模な店内の改修経費、お持ち帰りの対応のた

めに新たな業態で対応するために必要となる資材の購入、あるいは販促のためにつくるチラシ等の作成経費を想定しております。

補助金の額につきましては、対象経費の3分の2以内で上限額を30万円とし、複数店舗を展開されている事業者につきましては、上限額を50万円としてサポートするものであります。

この補助制度につきましては、事業者の取組を速やかにサポートするため、こちらについても予算600万円を専決処分にて予算措置を行わせていただいているところであります。

以上、資金繰り対策、内需拡大対策、経営支援対策の3つの対策の柱に分けて説明をさせていただきましたが、総額5,000万円になるこの緊急経済対策のうち、特に内需拡大政策につきましては、業界団体様からも様々なご意見を頂戴しております。来週月曜日も打合せをさせていただくわけなんです、関係するそういった業界団体との連携を密にしながら、よりよい効果を出せるような事業を展開してまいりたいと考えております。

以上で、町の緊急経済対策の概要について説明とさせていただきます。

○室井嘉吉議長 皆さんにご相談したいと思います、あと3名の方から説明を受ける予定なんです。時間も正午まで5分前なんです、これは引き続き受けて昼食休憩時間を長くとって、そして説明だけ午前の部でやるということでしょうか。そんな進めでいいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。それでは、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

税務課長。

○馬場純也税務課長 税務課長の馬場純也です。

私からは、税制上の措置について説明いたします。

これにつきましては、2年にわたり措置し、予定も含まれておりますので、文書にすると非常に分かりづらいので表のようにしてみました。

資料9をご覧いただきたいと思います。

まず、既に実施しているものでありますが、表の左側の縦に並んでいる税目、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、それらの全ての徴税につきまして、納税の猶予を実施しております。これは22日の「町のお知らせ」に出させていただきます、同日から受付を開始しております。

この条件は、本人、家族が罹患した場合、消毒等で商品が駄目になった場合、休廃業した場合なんです、実際に一番身近に関係するのは、本年の2月以降、任意の1か月で前年比マイナス20%以上収入が減った場合が該当になります。

これにつきましては、申請書をつくっておりますが、口頭での説明でも可能というような取扱いになっておりまして、国でも極力柔軟な適用を考慮するというような趣旨で進めておりますので、町においても、同様に現場のほうに指示しているところであります。このことによりまして、当面の負担を回避するようなことが可能になると思われまます。

しからば、1年間納税を猶予したということにはなりますが、令和3年度に、では2年分を納めなくちゃいけないのかというふうなことになると思います。それらについて、税目ごとに説明をしたいと思ひます。

まず、町県民税であります、1年分猶予したと、それで令和3年度分につきましては、令和2年の収入が反映されます。当然令和2年、大きな影響を受けておれば、それに見合った税になりますので、2倍にはなるわけではないというふうに認識しております。

続いて、固定資産税であります、令和3年度につきましては、本年2月から10月の間で任意の3か月の売上げが前年比で3割以上5割未満の場合は、家屋、償却資産について2分の1減免する予定であります。5割以上減った場合は、全額減免する予定であります。これにつきましては、6月もしくは9月の条例改正を提案させていただきまして実施するような予定でございます。

軽自動車税につきましては、本年9月まででした環境性能割の減免というのがあったんですが、それを来年3月31日まで延長いたします。これは新規取得時に3%程度の環境性能割を1%減免したんですが、その1%減免の措置を令和3年3月31日まで延長するというものがあります。

国民健康保険税であります、納税を猶予しますけれども、令和2年度分から減免を開始いたします。これは前年比マイナス30%以上で適用しまして、国保税額掛ける減少した収入で算定した所得割る前年の所得、つまり所得が仮に300万円あった方が150万円になるというふうな計算になれば、例えば2万5,000円だった国保税が1万2,500円になる、そういうふうな形になります。

これは、6月条例改正に提案させていただき予定でありまして、2月分までさかのぼって適用する予定でございます。実際には、国保税は7月15日に令和2年分を発布いたします。その際、封筒に1枚この減免措置を記載したものを入れまして、該当する方には申請していただくような形にする予定であります。国保税の令和3年度分につきましては、当然先ほどの町県民税と同じく大きな影響を受けていれば、令和3年分は令和2年の収入が反映されますので、低い階層で認定するような形になります。

介護保険料であります。申請により納付できないと認められる金額を6か月以内に徴収猶予、あと同じくマイナス50%以上の場合、減少した所得で再算定した保険料で減額です。ただし、これはコロナ以外でも該当になります。

水道使用料であります。一時的に料金の支払いが困難なお客様に対して減免を行います。現在、どのようなケースがあつて、どういう措置がより有効なのか検討しているところであります。具体的には、決定後お示ししたいと思います。

私のほうからは、税制上の措置について説明いたしました。

以上であります。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 4月1日より住民生活課長になりました、渡部秀介と申します。よろしく願いいたします。

資料の10番となります。

私のほうからは、南会津町特別定額給付金（仮称）となります事業（案）の説明をさせていただきます。

これにおいては、国の予算がまだ成立しておりませんので、（仮称）（案）として説明をさせていただきますと思います。

1つ目、事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があると。医療現場を初めとして、全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連携して、連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示されております。

このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行ってまいります。

2番目の事業の実施主体と経費負担でございますが、実施主体は南会津町となります。

実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が100%補助を行うとなっております。

3番目の給付対象及び受給権者でございますが、受給対象者は基準日において南会津町の住民基本台帳に記載されている者、括弧書きになりますが、（基準日以前に住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳に

も記録されておらず、かつ基準日の翌日以降、初めて南会津町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。) となっております。これはイメージ的には、例えばネットカフェですとか、ホームレスなど住居を有していない方が対象となるのかなというふうには考えております。

続きまして、基準日において配偶者から暴力、いわゆるDVを理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者、いわゆる妻ですね、その同伴者、子供となります——であって、基準日において居住している市区町村にその住民票を移していない者については、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合には、南会津町において給付対象となります。

続きまして、外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象とはなりません。

(2) として受給権者は、その者の属する世帯主となります。

基準日でございますが、基準日は全国で統一的に定めることとしておりまして、令和2年4月27日、今度の月曜日となります。

給付額でございますが、世帯構成員1人につき10万円となります。

5番目の申請方法等でございますが、申請様式においては、国において作成した統一様式を使用いたします。

申請方法でございますが、感染拡大防止の観点から、申請方法は1つ目、郵送申請方式及び2つ目、オンライン申請方式を基本とし、広報によりその旨を周知する予定となっております。

なお、オンライン申請方式の実施に必要となる受付システムについては、国においてマイナポータル、インターネットで検索できるんですが、マイナポータルを拡充し整備を行うこととなっております。

続いて裏面、2ページをご覧ください。

その1つ目の郵送申請方式でございますが、町は、特別定額給付金の申請書を受給権者宛に郵送をいたします。受給権者は、申請書に振込先口座情報を記入しまして、当該振込先の口座の確認のため、マイナンバーカード、運転免許証など、この中には保険証も含まれます——の写し等の本人確認書類及び振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し、括弧書きとして町に登録している受給権者名義の口座がある場合は、不要といたします。とともに、町に返信封筒により郵送します。もちろん口座の使用に関しましては、承諾欄を設けております。

なお、やむを得ず窓口申請書を持参する人がいる場合には、窓口において本人確認を行います。また、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図ってまいります。

す。

予定としては、本庁、そして各3支所を予定しているところです。

続いて、2つ目のオンライン申請方式でございますが、オンライン申請方式はマイナンバーカードを持っている人について受付を行います。なければ受付はできません。受給権者はマイナポータル、先ほど言いましたマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードしまして、電子申請を行います。電子署名によりまして本人確認を実施し、本人確認処理は、これは不要となります。

6番目の受付及び給付開始日でございますが、町において決定しまして、なお、郵送申請方式、オンライン申請方式、それぞれについて受付開始日を設定することができますが、いずれの場合も可能な限り速やかに受付を開始いたします。

受付開始日の予定でございますが、あくまでちょっと今の段階での予定、暫定的な予定では、発送を5月15日金曜日に予定をしているところです。そうしますと、土日はさみみますから、5月18日、月曜日から受付開始の予定日となっております。あくまでも予定日なので、ご了承ください。

続いて、定額給付金の申請期限ですが、町における郵送申請方式の給付申請受付開始日、いわゆる予定ですと5月18日なんですけれども、3か月以内といたします。これによりまして、予定では3か月後ですから8月17日、月曜日となります。あくまでも予定です。

7番目の給付決定は割愛しまして、8番の給付、給付金は申請者の本人名義の口座、銀行口座への振込により行います。町は、銀行口座がないなど真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとします。

9番の経理処理等についても割愛をさせていただきます。また、表の1ページに戻りまして、2番の事業実施主体と経費負担でございますが、2つ目の丸ポツなんです。実施に要する経費でございます。給付事業費におきましては、ちょっと数字を示さしていなかったもので、ここでちょっと口頭で説明をさせていただきます。

給付事業費につきましては、15億2,000万円、これは5月15日の臨時議会に補正予算として上げる予定となっております。及び事務費なんですけれども、事務費は2,026万9,000円となっております。

なお、国の指導もございまして、この事務費に関しましては、専決処分で5月15日の臨時議会で報告とさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上が私のほうの説明、特別定額給付金の説明となります。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 総務課長の渡部浩治です。

私のほうからは、予算措置についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料は、特にございません。今まで説明した事業についての予算という形になりますので、資料ございません。

まず、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、消毒液の購入ほか庁舎の感染対策、町民への周知チラシの印刷等、これまで緊急を要したため、それらに要しました経費につきましては、予備費を充当しまして緊急対応を図っているところでございます。

また、今ほどありました（仮称）特別定額給付金、いわゆる1人10万円については、今ほど住民生活課長より説明のとおり、国より準備などの事務作業を進めてほしいという要請もございますので、それらの経費、また、商工観光課より説明のとおり、町として緊急経済対策事業のうち、早期にやらなければならない経済対策もあることから、これらについては日々変化する情勢の中で、緊急に対応が必要となる場合も想定されるものを含めまして、予算措置をしていきたいなど、これらの予算につきましては、予算の専決処分という形でさせていただきたいということをご理解をいただきたいと思います。

なお、（仮称）特別定額給付金の給付事業費の予算、あるいは経済対策など、5月臨時会に補正予算として提案するものもございます。議案提案するものもございます。今後につきましても、情勢によりまして予備費の充当、専決処分、補正予算といった3段階での予算措置を考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○室井嘉吉議長 以上で暫時休憩といたします。

昼食休憩とします。

再開は午後1時15分としますので、お集まりをお願いします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時15分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより先ほどの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 経済の支援に関することに関しまして、質問させていただきます。

まず、今の状況について、いまいち把握、我々一住民として、一議員としてもなかなか状況が把握し切れないところでございます。

まず、確認させていただきたいんですが、特に影響を受ける企業数、事業者数というのは、例えば経済センサス等に載っている町の情報によると、250程度かなというふうに、宿泊業と飲食業に関してですね、ついてはそれぐらいかなと思っているんですが、これについては、これに捉われず、どのように状況の把握というのをされているかということ、恐らくは商工会等と聞き取りであったり、会議等で把握されているかと思うんですが、いろいろな資料によると数がばらばらだったり、そういったところで実態が見えにくいところで経済支援を行わなくてはならないので、非常に予算規模とか、件数については非常に難しいところがあるのかなと思っています。

したがって、そういった宿泊業どれぐらい困っているのかな、あと飲食業どれぐらい困っているのかなという部分に関しまして、その事業所数について伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

全ての宿泊施設であったり、飲食業であったりの調査につきましては行っておりませんが、商工会のほうにお願いしまして、町内の宿泊業、飲食業、小売業、床屋さんであったり、理容業、飲食品製造業、旅客運送業とか、その他98社について商工会のほうからファクスで回答していただいたり、電話でヒアリング等を行いまして、現在においてコロナウイルスの影響によりまして、影響を受けていないとか、どのぐらいの影響を受けているかというような調査をしました。それで98のうち、全然コロナの前と変わらないというようなところが7社、30%未満の影響だというところが31社、30%以上50%未満というところが14社、50%以上80%未満という会社が29社、80%以上の影響を受けているというところが17社というような数字になっております。

なお、98社のうち宿泊業につきましては、32社、個人も含めての話ですけれども、飲食店につきましては、居酒屋等含めまして8社からの回答というような中身になっております。

私からは以上になります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 はい、分かりました。

また、恐らく困っているところに関しては、既にもう現金が足りないとか、見込みとして、ショートするというふうな見込みの中で、早急に融資とか相談に行ってもらえるのかなと思います。

先ほどあった国の支援でいいますと、持続化給付金というのは、ふだんから使いなれた商工会に登録されている方にすれば、使いやすいものなのかなと想像しておりますが、例えばそういった持続化給付金であるとか、融資の現状というのはどのように把握されていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

まず初めに、持続化給付金のほうなんですけれども、社労士のほうですか、のほうにご相談をされていたり、ハローワークのほうに行ってお話を聞いているというようなお話は伺っておりますが、具体的に持続化給付金の申請をした会社は、今のところないというふうに伺っております。

あと融資の状況につきましては、商工会経由で相談受け付けた件数が町内全域で24件、そのうち融資につながったものが、昨日現在でありますけれども8件、金額といたしましては、9,560万円というふうなことでございます。

商工会経由ではなく直接町内にある金融機関等に相談された方が59件、そのうち融資につながったものが3件、融資額といたしましては、4,000万円というふうに伺っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すみません、私、言い間違いました。持続化給付金ではなくて、使いやすい持続化補助金のほうですね。ふだんから使っていらっしゃる小口の融資ということですね。状況について分かりました。

それで、利子補給に関しては、このように国の制度、県の制度等の補完するような形で使いやすいような状況をつくっていただきましたこと、制度設計は非常に難しかったりするのかなと思いますが、早急な対応をとっていただいたことに感謝します。

そして地元で応援プロジェクトということで、これは内需拡大対策というふうなことで、困っている飲食業の方にテークアウト等でしっかり稼げるところで稼いでいただきましょう。また、住民の皆さんにとっても、今出かけられない状況が続いていて、非常に楽しみ、これから

ゴールデンウィークにかけても子供たちも家にいるので、食事の準備が大変だったり、そういった状況の中で、どうやって、この状況であっても日常を楽しんでいくかという意味では、非常に有効な事業だと私は評価したいと思っております。

そんな中で、一方で、これからもうすぐゴールデンウィークって来てしまうんですね。なので、非常にスピードが大事かなと思うんですが、この事業実施に当たりまして、どのようなスケジュールで行われるのか伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 答えいたします。

先ほど申し上げましたキャンペーン事業につきましては、例えばクーポン券を発行したり、あるいは商品券をつくったり、こういう時間もかなりかかりまして、スタートまで事業実施がかかってしまったことがあるものですから、来週月曜日にも業界団体と打合せを行いますが、いわゆるもうできるお店のほうでお客様が来店をしたときに会計を済まして、その時点で利用者が幾ら利用しましたというのを台帳に、お店側につけてくるということで、迅速に対応することによって、お店側につきましては、そのお客様が記入した名前をもって、一覧をもってすぐに町から給付を受けられる。こういう仕組みをできないかということで今打ち合わせをしているところであります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そうしますと、もう先行実施していくんだと、その記録に関しては、もう任せてやっていただくしかないんだろうなと思います。

その中で、この補助額、例えば弁当お買いになる、あとテークアウトする品目を買う、それぞれにおいての割引の率であるとか、そういったものに関しては、どのような制度設計になっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

お店を利用した際の割引キャンペーン的なものにつきましては、一応町サイドといたしましては、まだ協議の最中ではありますけれども、30%程度予定しております。

あとテークアウトとかお弁当につきましては、600円ぐらいの例えばお弁当を想定した場合に、300円ぐらいで買えるような形にしていって、一般家庭での消費拡大についても図っていきなというふうに思っております。

あと、ちょっとここで発言していいかどうかあれなんですけど、先ほどのちょっと補足になり

ますけれども、テークアウトと弁当につきましては、至急、すぐにでも始めたいというふうに考えているんですが、お店での飲食の割引キャンペーンにつきましては、やはりこういうご時世ですので、お店が混雑して感染リスクも高まってしまうおそれもありますので、そちらにつきましては、商工会等ともちょっと打ち合わせをしているんですけれども、コロナウイルスのこの感染症がある程度収束してからでないちょっと危険な部分もありますので、その辺につきましては、状況を見ながら、いつでもできるような体制をあらかじめとっておいて、ある程度鎮静化してからスタートさせたいというふうに考えております。

以上であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひ、これ町民みんなで盛り上げていきたいなと私自身も思っています。個人個人、それぞれ今スマホの時代ですので、ぜひこの場にいらっしゃる皆様にもお願いしたくて、どうしても南会津の方はシャイで自分から発信するということは弱いんですが、これは町民、中に向けての日常をどうしていくか、目の前のことをどうしていくかということです。飲食店の方、皆さんここでつまずかれてしまうと楽しみがまたなくなってしまうし、ぜひそういったムード、雰囲気ぜひ、例えば総合政策課の皆さんであったり、そういったところでも雰囲気づくりをやっていただきたいと思えますし、議員の皆様にもここで私からもお願いしたいなと思っております。ぜひ盛り上げて頑張って乗り越えましょう。

よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この経済対策の中で、私ちょっと疑問に思うのが農業分野についての項目が全然ない。例えばですよ、ほかの町では大規模にやっている農家に研修生が来るはずだったのに、この騒ぎで研修生が来ない、人手が足りなくて営農がなかなか大変だという声が聞かれています。

あともう一つは、中国から化学肥料の原材料の過リン酸石灰が入ってこないから、肥料が高騰して困っているという話を聞きます。農林課としては、そういうことは把握していますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、中国等からの過リン酸リン酸、すみません。

〔「過リン酸石灰」と言う者あり〕

○室井利和農林課長 過リン酸石灰につきましては、まずそちらについては把握してございません。

農林関係の予算案等の補正予算等に関しましては、今現在、コロナショックということで、今後、市場がどのように変化をしていくか、今までありましたものが、もしくはあるいはあったような需要が今後消えてしまうようなおそれがあるというふうに考えてございます。

そういったことも関係しまして、引き続きの最新の情報の収集に努めまして、今後の農林予算の補正等に対応していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 研修生やIターン、Uターンの人たちが来ないという状況が発生していますが、先ほど質問したその答えは把握していますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今年度新規就農者で予定をしておりました方につきましては、今回来ていただくということとなっておりますが、そのほかのIターン者、Uターン者につきましては把握してございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 例えば南郷トマトでもそうですが、大規模にやっている人たちは、研修生という名目で労力を確保しています。それが来なくなったら、大変な騒ぎになってきます。なかなか作業が進まない。ということは、生産力の低下になります。ぜひここら辺も町として把握して、今農家がどういう状況になっているかということを、現状を把握してもらうようにお願いします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農家のほうから、一応アスパラ農家、花き農家、稲作農家、牛乳という畜産農家ということで、そちらのほうから個別に今の状況等をヒアリングしておりますので、そういった声を今後反映させていきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今日の全員協議会には、担当課長以外にそれぞれ担当係長が出席をされています。ということは、つまり広範にわたった、いわゆる業務が今混在しているんだろう

と、こういうふう理解をいたします。

今、議員のほうから幾つかの質問がありましたけれども、この様々な状況を想定した業務を遂行するための、いわゆる執行体制はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、前段お話ししました感染症対策、それから経済対策と、大きく2つの項目で分けておりまして、それらを統括する担当課としては、健康部門の関係であれば健康福祉課がメイン、それから商工の経済対策であれば商工観光課がメイン、それから全体的な情報の収集・発信については総合政策課、そして予算的なものについては総務課ということで、現在のそれぞれ所管の中で日々情報変わってくるものを収集しながら、今回の全協の説明資料も調整したわけでございますが、対策本部という大くくりの中で、全体に共有しながら対策を講じているというようなところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それは常識的な範疇であります。先ほど2番議員からの質問にあったんですが、その内容を把握していない、こういう実態があるわけですね。だから、何をしているんだ、ではないんですね。実態を把握できるだけの体制ができてないんじゃないですかということ私を私は心配しております。

つまり、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、いわゆる人命対応の問題、あわせて雇用や経済の問題、これは私が、かすかな情報ですが、私のところに寄せられた情報によると、実は東日本大震災から続いているんですよ。しかも、そのときは東京電力と補償というものがあつた。しかし、今はそれが無い。

その後、最近でございますが、少雪、異常な雪の少なさで経済が停滞してきている。つまり、働けない状態が続いている。あるいは物が売れない状態が続いているわけです。そこに今度は新型コロナウイルスという、私たちにとってはとっても厄介な目に見えない問題がのしかかってきている。

これを、では、商工会のほうのアンケート、データをもとにやることももちろん大事です。大事ですが、では、その事業体がどんな体質になっているのか、つまり融資を受けないよりは受けたほうがいいし、利子補給をしてもらったほうがこれはありがたい。これは先ほど説明していただいたんで、とても感心して聞いておりました。

しかし、融資は返済が条件なんですよ。元金は返さなきゃならない。元金を返すためには、

その人たちがどういうこれから未来に向けて事業展開が現実的に可能なのかどうなのか、ここがないと仮に銀行も、たまたま私の場合はあるところからの要請があって会津若松市の市中銀行に行っただけでしたが、国からの要請によってかなり融資の条件も緩和されてきています。それでも、例えば銀行に不良債権が蓄積されていくということになるとどうするのか、これは信用保証協会がきつと手当をしましょう。そういうことを含めて、それでも将来に事業が継続していかないと返済できないですよ。このところは皆さんにやれと言っているんじゃないですよ。現場を知らないとできないんですよ。現場の実態を知らないとできないんです。

ですから、私はこの協議会の場を借りて、皆さんがそういう仕事にしやすい体制を、ぜひ町長さんにはつくっていただければありがたいと、こう思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、湯田議員の基本的な考え方に対してのお答えをしたいと思います。

私も、町長を担当いたしましてから10年たつわけでありましてけれども、東日本大震災から毎年のようにいろいろな災害がありました。今回は、未曾有の本当にコロナウイルス感染症でありますけれども、収束の見込みがつかめない中での非常に大きな人類の生命の危機と、そのように言っても過言でなくらいの災害といえますか、状況だと思います。

そうした中で、今現在、先ほど副町長のほうからも体制づくりということで答弁をさせていただきましてけれども、これまでも自然災害に対しても対策本部であったり、そういうものを立ち上げながら、関係部署の中で意見の共有とか、いろいろな地域の状況、それから変化する中での対策をとってきたところでもあります。

まして、今回のこのコロナウイルスでありますけれども、まだ続く中で、今も非常に厳しい状況があります。そして今後どのように推移するかということ、これを想像しながらやっていかなければならないと、そのように思っています。

ですから、体制づくりは、それぞれの部署でそもそもの調査、それから今後起こり得ることも想像しながら、関係者の皆さん方と協議も進めますが、それぞれを持ち寄った中で、全体の対策会議の中でいろいろな意見を出してもらいながら、そしてまた、関係者ともその時々協議させてもらいながら進めたいと。今までもやってきました。なかなか次々に移る。これに対して追いつかないという現状も実際ございます。

でも、これを少しでも解消できるように、町としても頑張っていきたいし、そして対策本部は対策本部でありますけれども、特に私も、副町長も、教育長もそういう中で、あとは担当の、特に問題にあった、その時々時点でのそれぞれの対応もやっています。それを全課に共有で

きるような、そういう対策も今、しているところであります。ですから、今情報収集と、それから対策と、今後の想像しながらということを併せ持ってやっていかないと駄目だとそのように考えていますし、それを実際にできるだけ早く迅速に状況もつかんでやっていくということが今の大きな役割と思います。

いろいろあるわけでありましたが、まずは感染防止をどのようにするかということ、命を守ることが一番だと思っていますから、これに対することと、それからこの命の守り方というのは、感染しない、その病気から守るということもそうなんです、先ほども経済対策ございました。本当に資金に窮して大変な状況になる経営者もいらっしゃいます。

ですから、自殺者を防ぐとか、家族が路頭に迷わないようにするとか、いろいろな命の守り方もございますから、そういうことも含めて、町としてありとあらゆるものをアンテナを巡らして、町としては情報を収集し、そしてそのときに的確にやっていきたいと思っています。

資金の支援といいますか、対応につきましては、先ほど商工観光のほうからも説明ありましたけれども、これも全て今万全だと思っていません。いろいろな対策、これからまだまだ出てくると思いますし、そして今現時点、それから今、湯田議員がおっしゃられた今後の将来の見通しがないと、やはり地域の活性化、そしてみんなが安心して経営もできない、生活もできない、これをどうするかということは、これからその流れの中で、町としても停滞のないようにしっかりと適切に対応できるように、みんなでいろいろな意見交換しながら、知恵を出しながら頑張っていくということが、これからの基本的な考え方になっていくと思います。

そういう意味で、かつてないこのような状況でありますので、私としては、全職員に今までと全く違うんだよと、だから、今までやっていたものじゃなくて、新しくこれに対してしっかり対応できるような考え方の発想を持ち合わせて、そして対応すると。これを基本にみんなで頑張らしましょうということ、それを皆さん方にも、町の皆さん方にも共有してもらって、理解してもらって協力していただくというふうなことも町としても呼びかけていきたい。

全町民一丸となってこの新型コロナウイルス感染、ウイルス対策に向かっていきたいなど、そういう体制をつくっていきたいと思いますので、何とぞいろいろ情報であったり、あるいは知恵があれば、私どものほうにもぜひお寄せいただいて、ご協力をお願いしたいと思います。

できる限りのことを何でもやるというふうな覚悟で臨んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その心意気といいますか、決意については評価をいたします。

ただ、先ほども説明ありましたように、これまで実施してきたイベントが中止になります。それから、開館していたそれぞれの施設が閉館をすることになります。あるいはそれに付随する様々な行事もまた形態を変えていくと、こういうことになると。その場合に、そこで働いている人たちが、では、何をしていくんですかと。その事業やそのイベントや、そういうものをやるにたる職員配置をしていたわけだと。しかし、それがなくなったということになれば、その人たちが計算上は業務的に少なくなって、ほかに振り替えられる可能性があるでしょう。そういう方々を、例えば町のいろいろな職員、町の職員の場合は様々な情報が入ります。そしてまた、その情報をしっかりと分析して、結果を出せるという能力も持っています。そういう人たちはそういうポジションで仕事をしていただかないといけない。

でも、前段に言った方々にはアンケートやあるいは取材や聞き込みや、そういうことができるはずなんです。そうして町の実態を的確につかんで、しかも先ほどテークアウトの話もありましたが、いろいろ他町村でやっているでしょう。でも、南会津町は4つの町村があって、その4つの町村の中には、テークアウトするようなお店もない現実もあるわけです。

こういうところにも、では、何が今求められているのか、こういうことをしっかりと情報を取り寄せながら、いわゆる優秀な分析や処方箋を考えられる職員の手に渡す、こういうことをぜひやられたらどうかと思って、私は発言をさせていただきました。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

商工会の事務局とあと田島につきましては、料理飲食業組合というのがございますので、こちらの会長さんと協議させていただいた際に、今4番議員おっしゃられましたように、館岩、伊南、南郷につきましては、料理飲食業組合、こういったものがないというようなことで、テークアウトとか、そういったお弁当とかの支援を打ち出したにしても、そういった地域をどうするのかというような課題もあるというような話も伺っております。

なお、町といたしましては、料理飲食業組合に捉われず、そういった館岩、伊南、南郷地域のそういった食堂とか、そういった弁当つくったり、テークアウトのようなものをできるところ、そういったところにお声がけをして、新しいそういった協議体のようなものをつくっていただいてもいいので、町のほうで示した案で進めても、そんなのやってもできないよとか、こうだったらよかったのにと言われて、余り意味のないものになってしまっては仕方がございませんので、そういった商売をやられている方々が、こういうのだったら私たちもできるよというようなものを出していただいて、そういったものに対して、町で例えば容器を買うとか、い

ろいろなそういった金銭的な補助、そういうのもすることによって、誰でも取り組めるような、そういった事業構築を図っていきたいということで、今協議を進めているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今のお話力強く思いますが、実は総合支所がありますから、総合支所を有効に活用していかなきゃ、総合支所にそれだけの力を与えていく、この際ですね。しっかりと総合支所の役割を持たせて、総合支所に行けば、館岩の支所にいけば、館岩の私たちは何とかなるんだ、あるいは何とか私たちも協力しながらできるんだ、そういう体制を本庁だけじゃなくて、本庁を核としても、支所にもっともっと町民の信頼と、それから信頼に応える力があるように、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

本当に今度のこの対策については、そういう総合的な総合力が問われると思います。そうした中で、町としてのできる限りの体制といいますか、皆さん方に対応できるような体制づくりをしっかりと固めていきたいと思いますが、今回は本当に命にかかわり、そして町全体をいろいろな部門で関係する、関係ないという人がないような状況になっています。

ですから、例えば商工観光のほうでは、商工会を中心としたお話もさせていただきましたけれども、今現時点ですと、商工会に入っていらっしゃらない方もいらっしゃる。ですから、いろいろなそれぞれの部署もありますけれども、そこに属していない方もいらっしゃる。そういう人たちも同じ町民ですし、そういう人たちに対して町がどのように対応できるかということ、その人たちが不安にならないような、そういうしっかりした相談であったり、あるいは体制と、そのようなことも町としては考えていく必要があると、そのように思っています。

ですから、私どもも職員一丸となって、そして町民の皆さんと一緒に頑張って克服できるように、そのような体制づくりをしっかりと考え方を進めていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 では、ぜひ期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 全体的なことでもよろしいんですね。

初めの1ページ、資料1の中で新聞折り込み等のメッセージ。

○室井嘉吉議長 いやいや、資料1でない、経済対策だから。

○10番 湯田 哲議員 ああ。その他になってからですね。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 先ほどちょっと先走って質問しそこなったような感じなんです、  
るる今、商工観光課長からいろいろ説明がございました。そして町の職員がこれだけ本気にな  
ってこれを取りまとめている。そういう中で、私は1つ不思議に思うことがありますので、こ  
れはひとつ町指導でやっていただきたいと思います。

先ほどから出ている商工会、この商工会の活動が1つも見えない。これ、会員は年間1万  
2,000円の会費払っているんです。そして商工会の中にある、その組織の中に経営指導という  
項目があるんです。これ私も入っていますけれども、1回も受けたことございません。

そして先ほど課長が電話連絡でこれだけ98社のものをいただきましたということを知り及  
びましたが、私はこれ電話も受けていないし、そういう動きは1つも見えない。町として、こ  
れだけやっているんだ。それであれば、商工会としては、どういう事情でこの店がどうなんだ  
というのは、これは町の仕事ではない。商工会の仕事でしょう。そこの家の経営のことに対し  
ては、何に対しては全部。そして商工会の悪いところは、経営をしてもらうために会員が足を  
運んで相談するんですよ。これが1つ間違っています。

我が組織こういうものをつくるということに対しては、商工会自ら店舗歩いてくださいと、  
そしてそういう話を聞いてくださいということ、今回は町指導で投げかけてください。これ  
は町だけでできる問題ではありません。どうですか、その思いに対して町長。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども何回もお話しさせていただいておりますけれども、このコロナウイルス感染症、こ  
の事態というのは、本当に行政だけで解決できるものではないと思います。みんな一丸となっ  
てやっていかなければならないと思っています。いろいろな本当に命にかかわる部署、経済に  
かかわる部署、教育にかかわる部署、生活、医療にかかわる部署、いっぱいあります。それぞ  
れのところで勝手な行動をされれば困りますし、そういう中でそれぞれができる役割というの  
が、負担というものがあるわけですから、責任というものが。

ですから、町としても、その辺は町としてのその指導をしっかりと皆さん方と協議しながら、  
指導といえますか、協議しながら進めていかなければ、これが全体的に進まない、それが1  
つの何といえますかね、みんなの思いを1つにするという意味では、行政も責任、大きなもの

があると思いますので、その辺も踏まえた中で、各それぞれの何と申しますか、関係者の皆さん、組織の皆さんにも町としてのお願いやら協議を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それから、先ほど食堂とか、そういう人の集まる場所に対しては、なかなか30%の還元というのは時過ぎてからかなというような話がありましたが、例えばこれを細かくそういうふうに精算するよりも、この間、鏡石町かどこかでそういう飲食店だかなんか関係を一律10万円申込みがあった場合には、一律10万円ずつ申込みあったところに対しては、そういうふうにしたという、手当てをしたというような確か報道があったような気もしますが、考え方によっては、そのテークアウトとかそういうものよりも、そういうやり方に切り替えていくような考え方もあるのは、持っているのかなということをちょっと伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今回のご提案させていただきました経済対策の検討の中で、議員おただしのような内容につきましても検討のほうはしております。

ただ、このコロナウイルス感染症の影響が、今現在は、緊急事態宣言が5月6日ということになっておりますが、正直そこで終わるのか、果たして延長されるとしたらどのぐらい延長するのか、さらに収束するまでにどのぐらいかかるのかというのが現在見えません。

それで国としても、国や県として、そういった休業したところに対して補填をするような、県についてはありますし、国については、先ほど説明させていただきました様々な政策を講じているところなので、町としては、一律現金で給付をしてしまっても、またそれが長期化すると、それでは足りないからまた支援してくれとかという事態も考えられますので、そういったものではなくて、先ほど9番議員からお話ありましたように、影響を受けてないと言ってはあれかもしれませんが、町民全体で盛り上げてと申しますか、支えていって、何とかお金を町内で回すことはできないかと、それをやってもなお厳しい状況が続く場合については、そういった追加的に支援を考えていきたいというふうに考えております。

○11番 高野精一議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 先ほど9番議員の質問に対して、この答弁があったことについて若干詳しく聞かせていただきたいと思います。

商工会もかかわって融資の相談というか、24件あったというふうにありました。うち8件が借入れに結びついたら。ということは、16件は無理だったということなんですけれども、ここは、観光宿泊事業者等々はこの中には入っていますか、24件の中には。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたコロナウイルス関係の相談ということですが、こちらにつきましては、主に飲食店さんというところの融資に対する相談が中心であったということで確認をしております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 そうすると、宿泊事業者はこの24件の相談には入っていないというふうに理解してよろしいんですね。よろしいということで進めますけれども。

ということは、ここに申込みさえできないというのは、宿泊事業者で例えばペンションを営まれている人等々も、スキー場ができたころに始められた人たちでも、三十数年、40年近くたっていると、高齢化してしまって、実際にこれを借りてしまって、借りることができなくて、返済の計画ができないんだという切実な声があります。

ですから、先ほどの税務課長の説明の中で、最後の部分に水道料金の減額、これは実際にやってほしい。半年になるか1年になるのか分からないので、私たちもう少雪から2月の売上げは前年に近かったけれども、前年よりはひどい。1月はもちろんひどかった。12月はなかった。3月はコロナの発生に伴って団体客等々がなくなり、もう前年比50%にもならなかった。4月は100%減、5月の連休もゼロ、当然自粛がありますから、この休業要請には入ってなくても、休業しているのと同じ。5月いっぱいも恐らくゼロだろう。100%、100%落ちるので、ただその高齢化しているオーナーさんは借りることもできない、結局公共料金等々は発生し続けるということで、どうしていいか分からないという切実な声があったので、ぜひこの部分、先ほど申しましたけれども、この減免も相談によっては100%落ちているんだから、当然払えない。その方は猶予でも。でも、猶予とすると次の年まとめて上乘せされたんでは困るから、それはもうちょっと分割にしてというようなことも、細かくとにかく考えてほしいという声がありましたので、その点についてちょっとご意見いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。基本的なことをお答えいたします。

これまでも答弁させていただきましたけれども、まだ動いています。これで決まったわけで

はありません。ですから、いろいろな状況が、今大丈夫でも、この推移によっては、やはりちよっと大変だというふうな状況になると思います。その状況、状況に合わせた中で、町としては対応していく必要があると、そのように思っています。

現時点で大変な人に対してすぐ対応できるもの、これは対応、町としてはしていきたいと思いますが、事情をいろいろお聞きしないと対応できないものもございますので、いろいろな方々の意見をしっかり捉えられる。その体制づくりは、町として先ほど支所の話もありましたけれども、そんなことも含めて、あるいは商工会の皆さんであったり、いろいろな関係あると思うので、そういうところと連携しながら、どういう状況で大変なのか、どういうふうにしたらいいいのか、そしてみんなの命を守れるかということ町としてそれを基本に考えて、今後対応していく考え方であります。

ですから、今日説明したものが全てだと思いません。これからまた新しく状況の変化の中では皆さん方にお諮りするようなことも当然出てくると思います。ですから、そういう中で、町はできる限りの対応をまず基本に考えるということで、皆さん方に何と申しますかね、ご理解願いたいと思います。

やれることは全てやるくらいの気持ちで本当にやりたいと思っていますので、いろいろまた情報も教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 本当にこれで決まりということではなくて、町長おっしゃるとおり、これから何か月続くのかも分からない状況ですから、それぞれその都度変化をしていかななくてはいけないけれども、この困って窮している人たちに、今高野議員からありましたけれども、商工会から来たのは21日でしたか、主に2月から4月までの実績値、昨年度と比較しての実績値を早急に必要だからファクスで22日にくれと。翌日にくれというような調査があったというようなことでありました。

ですから、意外に商工会さんも会員の皆さんが余り困ってないと思っているのかもしれないですけれども、その辺が若干高野議員と私も同様に感じていたところなんですけれども、情報共有という点で今町長からありましたのでまぜていただきますけれども、ガソリンスタンド、少雪災害ということで、去年から軽油がほぼ出ないで、その少雪対策ということで4,000円の中の1,000円、1,000円ということで、土産物給油券とあってありましたけれども、これらがまだ余り効果が出ていないうちに、行楽シーズンのために頑張ってレギュラーを入れたと、その店は1万5,000リッター入るんだと。多く買うことによって、やはり卸業者はできるだけ安

くするから多く買ってくれと。

ところが、今回、マイナス価格になりました。会津若松市とこっちを比べても結構違います。東京都と比べ得ると、大阪と比べるとかなり値段に差が開きます。スタンドさんは前の価格である程度の利益を持って売れるのかといたら、やはり市場価格なので下げなくちゃいけないんだそうです。ですから、本当にどうしていいか分からない、同じ価格に近くしないともう売れない、もちろん人も来ないから、今どうやっても売れないのかもしれないというようなことも言うておられました。

あともう一つは、6人以上になると、この中に書いてある小規模事業者、中規模事業者というのがどういうふうに分かれるのか分からないんですけども、商工会の指導員と昨日お話ししたら、ある事業者は8人ぐらい雇用しているのに、私たちでお手伝いできないんです。私たちがお手伝いできるのは、借入とか何かですね、5人までなんです、小規模事業者。

ということなので、「ああ、そうすると、その人商工会に入っていないの」と言ったら、「入っている、入っているけれども、我々のところでそういう手続のお手伝いできないのが現状なんです」ということだったんです。これも私も勉強不足なのか、皆さんご承知かもしれませんが、と、というところ、例えば消費税の納付が近くなっても、それも当然自分ができなくても、それは国税は自分で税務署とのやりとりなんだそうです。

ですから、事業者はそういうノウハウもなければ、商工会に頼もうと思ったら、商工会でもできないというような現状がありますので、その辺も本当にその事業者から聞いて把握して、町民ですから本当に、お手伝いしていかなくてはいけないのかなというふうに思いますので、情報として提供させていただきますので、よろしく対応していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当にいろいろな方がいらっしゃると思います。一つ一つ事象を上げては説明はできませんが、そういう意味で、今の資金で困っていらっしゃる方は、本当に遠慮なく融資とかご相談いただきたいと思います。いずれ保証料、それから利子は無料といいますか、補填させていただきます。

ですから、とりあえずしのいでもらって、そしてその間にまた考えていくというふうなことになるのかなと、そのようにも思いますし、そして先ほども申し上げました、もう動いていません。ですから、今本当に大変なこと、町の事業としてやっても、事業として受け入れられないものがありますね。人の移動をしないでくださいと言っているわけですから、今のガソリンスタ

ンドの件なんかまさに、ガソリン入れてくれと言っても使わないわけですから、ですから、その時々何といひますかね、状況の変化によって町としても皆さん方の行動も変わってくると、そこも踏まえた中で、町としてはあらゆる体制づくりをして、そしてあらゆる支援ができるような、そういうことを考えていきたいと考えております。

ですから、ここ一つ一つになればいろいろ課題はあると思いますが、そこら辺も踏まえた中で、町としては相談の窓口であったり、そのようなことも皆さん方と知恵を出して連携して、そして乗り切りたいと、そのように考えております。

○15番 楠 正次議員 はい、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 先ほど水道料金の減免ということでお話がございました。今ほど来この状況がいつまで続くか分からないというような状況の中で、この料金の例えば進め方、いわゆる減免に対する考え方、こういった考え方の中で、例えばその状況、実態というのを把握するために、こういった部分の猶予、こういった猶予をまず提案をさせていただいて、その中でどういった状況があるのかというようなことを判断した、その中でまたこういった減免というふうな形の考え方もあるのかなというふうにも思っております。

昨日、会津若松市における新聞報道という部分でありましたが、会津若松市においては、4月6日に水道・下水道等の料金の猶予ということで実質行っておりまして、その後、こういった料金の支援ということで進んでいる経過もございます。

町長も先ほど来お話ありましたが、いろいろなことを方策として広げながら、対応のほう含めていきたいと思っておりますので、ここはちょっと2行ほど書いておりますけれども、中にはいろいろな含みがあるということも、この中でご了解、ご承知おきいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようでございますので、以上で新型コロナウイルス感染症に対する町の取組み状況についてを終わります。

町長からの協議議題は終了をいたしました。

ここで執行部の皆さんは退席となります。

大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○室井嘉吉議長 この後の会議は議員のみで行いますので、いろいろ段取り等もごございますから、2時20分を再開ということで暫時休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時18分

○室井嘉吉議長 それでは、引き続き会議を開きたいというふうに思います。

皆さんおそろいでございますので、若干時間早いようでございますが、これから会議を再開をしていきたいと。

以後の会議については、議員の会議でございますので、できるだけこの間もあったように、議員間討議というか、そんなような意味合いを込めまして、このような形態での会議になると、こういうことについてまずもってご了承をいただきたいなど、こう思います。

1点目でございますが、少雪経済対策についてを議題としたいと、こう思います。

総務委員長からご報告をいただきたいと思います。

総務委員長。

○湯田 哲総務委員長 それでは、総務委員会のほうの少雪のほうの現時点での報告をいたしたいと思います。

順序等で始まりですが、南会津町少雪対策資金融資利子補給についての事業の経過でございます。3月中の相談が、この後ダブっていませんから、こちら切って分けて考えてください。

3月中の相談が17件ありました。そのうち9件が実施され、その総額が3,680万円でした。9件が実施されたということです。残り8件は実施されなかった。4月に入ってから相談は1件で、その実施額が450万円、その他が4,130万円ということになります。これがよそよりは結構あったということで感じました。

次に、観光誘客宿泊助成事業という、例の4,000円の分ですね、宿泊等2,000円、ガソリン券1,000円、お土産商品券、食事券等々が1,000円ということの4,000円キャンペーンですが、これに関しても調べましたら、キャンセル等があるだろうということで、当初3,000という形があれですが、3,270件受付しました。そのうちキャンセル等がありまして、現在2,560件、残った分ですね、2,560件が有効であって、そのうち1,800件程度が利用されました。実際使われたということです。残数的に言えば3,000件で1,800ですから1,200件ダウンしているわけ

なのですが、1,800はもう既に使われて、食事券もガソリン券も発行されています。

ですから、先ほどの有効であった2,560件から1,800ですから、760件が実は7月16日までの間で使われるだろうという、あるいはもしかしたらここでキャンセルになるかもしれないだろうが、有効に今残っております。760件です。

町からの要請としては、期間の延期もありだろうと言ったんですが、コロナの部分で延期してもコロナの分といろいろあることなので、観光物産協会のほうとは7月16日の締めで予定どおりとしました。実はうちも宿泊やっていますが、4月21日のファクスで、お客様とあるいは宿泊等の部分について、お礼とコロナウイルス感染においてキャンペーンが7月16日で終了することは再び言って、例えば実際のやり取りの変更があれば宿泊等先とやってくださいというようなメッセージが配られました。それが今言った助成事業4,000円部分です。実際は1,800件はもう既に使われております。

それから、各スキー場に対する少雪対策事業の分の1億4,000円の部分ですが、これは数字が4月なので、出てきた場合に、これから数字が出てきますので、まだ実施はされていないということです。数字が出た段階で実施されるだろうということです。その中で数字が出て6月議会にはもちろんその前には出るんでしょうけれども、6月議会で報告したいというものです。つまりその中で、各従業員に対する指導というか、その分に関しても、この数字が出てから出るものしょうから、6月議会にその報告もしたいということでありました。

私の調べたのは、現在のところそこまでなんですが。

質問等あれば。

○室井嘉吉議長 以上であります。質問等ありましたら。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 今総務委員長がデータとしてお持ちのものは、今日のこの資料としてコピーしていただけますか。

〔「もちろん、ごめんなさい、ワープロ打ったもので」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 総務委員長。

○湯田 哲総務委員長 数字でしたので印刷しようかと思ったんですけども、ちょっと確認もあったものですからやっていませんけれども、ぜひやりたいと思っています。

〔「今は」「終わりまでにできますよ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 帰りまでに印刷してやるということですが、いかがですか。

○3番 川島 進議員 了解です。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 考え方をちょっと整理しておきたいんですけども、宿泊券、あるいはそれに付随する町内利用券というのかな、その交付の仕方なんですけれども、つまり7月までの分で、もう既に配布されているとするということであれば、これは7月までに予約が入っているところに配布をしたんでしょう。

〔「もちろんです」と言う者あり〕

○4番 湯田芳博議員 これは少雪で、雪が少なくなったために、それでお客様が来なくなりました。そういうホテルやそういう旅館、あるいは宿泊施設に何とか人を集めようということをやったんじゃないんですか。それを7月分まで予約のところにその券を使わせるということは、本筋が違うでしょう。

〔発言する者あり〕

○4番 湯田芳博議員 いやいや、まだ駄目。

つまり、私の考え方は、基本的に1か月1か月ごとに要望をとっていくという考え方だったんです、私は勝手に。それを一遍にやっちゃったんで、実は一生懸命リピーターとか、知り合いとかに声をかけていたら、行ったら、なくなってしまった。こういうやり方では、少雪対策にならないでしょう。ここに執行部いないからどうしようもないんですけども、総務委員長どう思いますか。

○室井嘉吉議長 総務委員長。

○湯田 哲総務委員長 今、湯田芳博議員言われたとおりで、僕も実は同じ考えでした。ですが、3月段階で決まって、議会で承認されて、4月頭でもう既に終わっていました。僕は実は1人だけ、自分で言うの恥をさらすんですが、1人だけ利用させていただきましたけれども、既に予約の分でいえば、先取りで言いますと、後で結果が出るとは思いますけれども、例えばホテルなんかは多分この半額、何千万円、実施された中の、後で結果出ますけれども、どこの宿泊施設で。

○4番 湯田芳博議員 いやいや、状態を聞いているんじゃなくて考え方を聞いている、考え方。

○湯田 哲総務委員長 考え方は、同じくその状態で多分実施されて、既にもう予約もあっただろう、3月中でほとんど1,000、この分が実施されたと認識しています。

〔「もう分かった、分かった、いい、いい。ちょっと議長いいですか」と言う

者あり]

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 状況は分かるんですよ、状況は分かっているの。ただ、私はいわゆる少雪、雪が降らなかったために、それが原因で困っている業界があるわけですよ。それは宿泊者だったり、ガソリンスタンドだったり、いろいろなところがあるわけですね。これに対して手当をしていきましょうというのが趣旨でしょうということを聞いているの。役場でやったことがどうかこうかという説明じゃないんですよ。おかしいでしょう。だったら、私はその後、コロナが来たわけですよ。新型コロナが。そしたら県外からのお客は断りたいという人も当然出ます。これは一旦凍結すべきだと思うんだよ、この事業は。決定するのは執行部ですよ、執行部ですが、私はそう思うんです。

そして、抱えているというのはおかしいですよ。だって、一生懸命やって、1人でも多く取ろうといったところで回らなくて、もう7月とか先のところに券があつて、それが使われないでいるというのは。今欲しいという人だっているかもしれないから。でも、今コロナが来たので、新型コロナがここまで来たので、欲しいという方は限りなく少ないです。なるべくなら入れたくないというふうに言っていますから。

だったら、一旦ここは凍結して仕切り直ししたらどうですかというのが、私の考え方なんです。執行部の説明じゃないですよ。

○室井嘉吉議長 そうしたら、今の話はそういうことだとすれば、みんなの意見としてそういうことがコロナのこういうふうな状況の中で、私も当然だと思うんです、その考え方というのは。だから、そういうことで一応整理をして、当局に申し入れをします。

〔「それができるのであれば」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そういうことでいかがですか。

〔「議会のみんなが賛同していただけるのであれば、議会としてやっていただければ大変ありがたい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そういうことでいかがですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 確かに客うばっているわけだから、今の状況が相反することを求めているから、それは今の状況にあわせて当面何というか、棚上げするとか、あるいはもうこの事業を打ち切りするとか、それはやり方は当局に任せて、そのような対応をとってくださいということ申入れをするということで整理したいと思いますがいかがですか。

〔「もう1件いいですか」と言う者あり〕

○4番 湯田芳博議員 ちょっとつけ加えますけれども、今こうやって新型コロナが突然やってきて、言ってみれば執行部も金が相当いるわけですよ。そういう状況の中で、とりあえずそれは予算化されていますから、それを引き上げられるのか、あるいは振り替えられるのか、それは執行部の判断ですから。どういうものに使うのか。

ただ、きちっとしたその状況判断の中で適正な金の使い方、あるいは保留の仕方があれば、出したいところにも納得してもらいながらやっていくという、そういう切り替えていく。それもぜひ要望の中に入れていただければ、私としてはありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 そういうことで整理をすると、この分については。

そうすると、これ以外、少雪問題では……

○6番 渡部訓正議員 今議長が整理するといったのは、月ごとに区切ってやるべきだというのが今の湯田芳博議員の……

〔「違う、違う」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうじゃない、残で残っている分だよ、残で残っている分を凍結するとか、もうどうしようかと言っているんだよ。

○6番 渡部訓正議員 だから、凍結するというのは、実際、予約が予約が入って、そしてそれでコマーシャルというか、助成が2,000円とあと商品券とガソリン券というのかな、2,000円が。それで出ますよということで予約が取れたというところで、そういう形で話をしているところに、今回、何というんだ、そういう約束でもう進めているわけなんでしょう。だから、そののところちゃんと確認しないと、それはおかしいでしょうではどうなのかな。

〔「ちょっと勘違い、間違い」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 違う、違う、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 では、勘違いというか、今、先ほどの説明の中では、2,560件が既に予約をされておりますという話を聞いているからさ。そして1,800件が利用されて、これから760件が利用されますよという形は、もう入っているのではないの。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういうことで始まったんです。始まったんだけど、つまりホテルとか大きい宿泊施設は7月31日までの期限だから、7月の分まで予約入っているもの、これだけ予約入っていますから券くださいとやっちゃった。

ということは、予約が入っているということは少雪対策ではないでしょうと、予約がこの時

点で入っているということは。予約がキャンセルされたり人が来なかったから、今回、町から金を出して何とか人を呼んで、今まで減収のあった分補ってくださいとあって少雪対策をやったわけです。それを大きいところの、いわゆるホテルとか何かが、7月31日までの工期だから、7月31日まで予約、これだけ予約ありますから、これだけくださいとやっちゃったら、結局3月31日の時点で小さいところが3人とか5人とか呼んだら、そのときはもう券がありませんと、こうなった。

だから、私はもしそれをやるならば、1か月単位でやるべきだったんじゃないのかと。ところが、やっちゃったから。でも、そこでさっき言った2,560は、確保されていていっているわけでしょう。だけれども、それがこれからコロナウイルスがどうなるか分からないけれども、そういうことがありますと恐らく発信していると思うよ。発信しているんだけど、実は来ないという状況も、コロナの状況になれば続いてくる。それであれば、今からならそういう制度はちょっとコロナが、新型コロナがあったので、ここで一旦ちょっと締め切りをというか、整理をさせていただきますということ、やらないといけないんじゃないのかということですから、順序があるわけです。

つまり、このところは、一番最初の考え方なんだけれども、予約があるからくださいといったら、予約があるんだからそれは何の応援もしなくていいんじゃないですか、ある意味。予約がなくなったところに応援するのが少雪対策じゃないですか。しかも、それは1か月単位でやるならわかるよ、だけれども、7月先までの予約の分をくださいと言ったら、一生懸命お客が減ったためにあちこち電話をして客をとろうと思ったところに行ったら、いや、もう券はありませんと言われていたわけです。

〔「議長、いいですか、今の件に対して」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 総務委員長。

○湯田 哲総務委員長 実はこれに多分確認はしていませんよね。

〔「確認しました」と言う者あり〕

○湯田 哲総務委員長 もう予約の分で確認していましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○湯田 哲総務委員長 僕は、要するに3月で決まって4月の頭でなっているのに、3,270件埋まったということは、そんじょそこらにアピールしてこのキャンペーンやりますよという宣伝するには、本当に今みたいな形とらない限りは、3,200というのはこの2週間、10日ぐらいかな、で終わらないわけですよ。僕が受付したときには2人だけ、1人だけしか泊まっていま

せんけれども、終わりましたと言われました。

だけど、考えてみると、本当に今言ったとおりで、この政策に対する再検討の中でその分を議会としてこの流れのキャンペーンの目的は、こんないいことあるからぜひ来てください、ガソリン券も食事券も宿泊の2,000円もありますようなイメージで思っていたんだけれども、本当にばたばたと終わっていったわけですよ。

ということは、4月も、7月も予約者のために50人いるから50人につけて、3泊だから150人ですね、場合によっちゃ。それもできちゃうわけだから、これはこれじゃないですかね、議会としてこの政策の本質、この分で言えば、この後に参加して来てくださいみたいな、新たなお客さんの開拓の中で使うべきものだったと僕も思っているんで、この分はそれも含めて、あと残りは実は残数から言えば440件しかないんですよ、余っているのが凍結したとしても。

〔「数字はいい。基本的な考え方を伝えて」と言う者あり〕

○湯田 哲総務委員長 でも、事業的には3,000万円とすればそれしか空きはないので、凍結しても秋口にはその枚数しかできないんだけれども。

〔「それは執行部だ」と言う者あり〕

○湯田 哲総務委員長 執行部の考えですけれども。

〔「意見としてどういうことを執行部に言うかということだけを協議してもらえればいいんだ」と言う者あり〕

○湯田 哲総務委員長 はい、そうです。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 1つの例として、俺おとといかな、只見川沿いをちょっと視察を個人的に行ってきたんですが、只見で美好屋さんだな、食堂が、そこで完全に「県外ナンバーはお断り」という食堂、個人の食堂がそういう張り紙をして、コロナ対策は自分らでやらないと駄目だという意気込みの中で、今現状がそうなのかな。であれば、今4番議員言ったように、コロナが出る前は来てくださいという理屈で物事はきったわけだけれども、今度はコロナが発生した時点でそれはもうだめですよと。

だから、そういう流れが今、この町の中でも来ていて、さっきも議会で町外の人のための活性化よりも、町内の中の活性化を目指しますと、こう言っているんだから、そういう意味で、これはやはり凍結するなり、何するなり、時代にあわせて行政はやっていかないとまくなところがあると思うんです。だから、その考え方をうまくそういうふうに伝えてやれば、それは済むことだから、そのようにやるべきだと俺も思います。

○室井嘉吉議長 だから、そういうことで行政側に申し入れをするということで整理させていただいて結構ですか。

〔「いいですよ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それ以外の少雪対策の関係で、何かこの際だからあればということあれば。2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 スキー場の収支の関係なんですけれども、私がやはり懸念しているのが、今先ほど4番議員の湯田議員から言われたとおり、これが本当に少雪対策に使われているかどうかというのがすごく私は懸念にしているんです。

というのは、こういうときって必ず駆け込みの修繕費が入ってくるんです。分かりますか、帳尻合わせです。それは少雪対策の意図から外れるわけですよ。ぜひそこは注意して見ていただきたいと思います。

結局、経費の差をつくるために駆け込みの修繕をするわけです。そうすれば、数字上はこれだけ差がありましたよ、経費がこれだけかかったからとなっちゃう。やはりけれどもこれは少雪対策ではないと思うんです。往々にしてこういうことがありますので、ぜひこころは注意していただきたいです。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今、馬場議員おっしゃったのは、スキー場に少雪対策指定管理料として、合計で1億4,000万円出した部分の使われ方に問題があるんじゃないかという指摘でよろしいんですかね。ですから、少雪災害で経営が困難でここ3年間の収支に合わせる形で、とりあえずは8,500万円、3,000万円とかというふうに、各スキー場に支援した部分が違う使われ方もあるんじゃないかということなので、それは調査をすべきということでもいいんですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○15番 楠 正次議員 ということなので、これは総務委員会の立場だと思います。

○室井嘉吉議長 事務局長、これは総務委員会で調査ということにはならないのかな。

○鈴木雄蔵議会事務局長 町のやっていることに対しては、調査ということ、まだ結論は出ていないので。

○室井嘉吉議長 それはあれとして、資料の中にはできるか。

〔「できるでしょう」と言う者あり〕

○鈴木雄蔵議会事務局長 町の支出についてはできる。

○室井嘉吉議長 はい、分かりました。そうしたら、総務委員長、そういうことだから。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そのほか。ないですか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 なければ、その他ですね、その他の項に移ります。

その他の項については、新型コロナウイルス感染症対策支援本部についての協議をしたいと、こう思います。

去る4月20日、正副議長、さらに5つの委員会、委員長で議会として新型コロナウイルス感染症対策についての協議を実施いたしました。その結果、町が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したので、議会としても対策支援本部を設置をしてはどうか、さらに具体的な対応として新型コロナウイルス感染症対応申し合わせ事項をまとめましたので、ここで事務局長から説明をさせます。

事務局長、説明をお願いします。

○鈴木雄蔵議会事務局長 それでは、今お手元にコピーで綴じた南会津町議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部について（案）というのをご覧いただきたいと思います。

今ほど議長から趣旨の説明ございましたが、これにつきまして20日の会議で出た意見をまとめたものでございます。その内容について報告させていただきます。

今ほど議長から話がございましたように、まず、組織を立ち上げること、2点目が議員としての対応です。これらについて参考として、喜多方市の資料を参考にしながら、形式的にはですけれどももまとめてみました。これにつきまして、説明申し上げます。

前段は状況を書いてございますので、省略したいと思います。

まず、中段ですけれども、対策支援本部の組織ということで、対策支援本部は本部長、副本部長、本部員ということでございます。役割がそれぞれ書いてありまして、4番ですけれども、本部員は総務委員長、産業建設委員長、文教厚生委員長、ちょっと漏れてしまいましたが、議会広報委員長をつけ加えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 入っている、入っている、直っているから。

○鈴木雄蔵議会事務局長 失礼しました。私のが漏れていました。申し訳ございません。

それから、議会運営委員長をもって充てるということでございます。メンバーが5人、正副議長ですから7名ということです。

何をするかというと、町の対策本部が行う活動を支援するために、感染拡大防止等に関する情報の収集及び提供でございます。

それから、感染拡大防止等の円滑な実施について、町感染症対策本部への要請及び提言に関すること。国及び県、その他関係機関等への要望に関すること、その他、感染症対策対応に関し、対策支援本部が特に必要と認める事項となっております。

その下が会議のやり方が書いてあります。ここは一般的なことでございまして、町議会の災害対策支援本部のつくりと同様につくってございます。

それから、裏にいきまして事務局の役割ということで記載させていただいております。

あとは、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が対策支援本部に図って定めるとなっております。

これがコロナウイルス感染症対策に関して、議会として組織的に協議していこうというような案となっております。

それから、2枚目ですけれども、南会津町議会新型コロナウイルス感染症対応申し合わせ事項（案）でございまして。

これは、議員さん自らが感染症に対してとるべき行動というようなものをまとめたものでございます。

1番目は、首都圏など感染が見られる地域への訪問は、当分の間自粛するものとする。やむを得ない場合は対策を十分に行った上、行うということでございます。それから、原則として毎日検温、行動歴を各自で記録しておくものとする。

2番目が、議員自らが感染を拡大する原因とならないよう、発熱や風邪の症状がみられる場合は、本会議や委員会など会議への出席を自粛するものとする。

3番目が、マスクの着用でございまして。本会議や委員会など会議出席の際は、原則としてマスクを着用するものとするということでございます。

当面、この申し合わせ事項により対応しますが、急な事項とか軽微な変更については、議長の判断のもとで対応するというようなことになっております。

これらにつきまして、ご意見、ご質問等いただければと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 今ほど、大きなくくりで2点ほど事務局長のほうから説明をしました。

まず最初に、感染症対策支援本部の設置について、皆さんのほうからご意見を伺いたいと思います。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 大変議会としてのアクションとして大事なことだと思いますが、問題

は、この議会の動きをどういうふうに町民に知らせるかなんですよ。町民がいわゆる住民自治の基本とする議会が何をやり、どういうことを動いているかというのを知りたい。ところが、知れないんですよ、知り得ないんです。広報だけ、議会広報だけでは、一般質問が中心になっているんですね。ですから、これをやる場合にはこういうことを決めて、こういうことで動いていますよということをぜひマスコミに告知してほしいということが1つ。

それから、本部員に私たちは入っていないので、私たちがどうやったら本部の動きを知れるんですか。私たちにはどういうふうな方法で今こういうことで動きました。こういうことをやりましたということを知れば、紙ベースでないと困る人もいるんでしょうけれども、できるだけこういうことで動いているということを私たちが、本部員でない議員が知ることで、私たちが町民の方々に説明ができる。ところが、私たちに知らされると、いや、やっていないと思うよ、やっているんだかどうか分かりませんとしか答えられない。ここのところはせっかくなので、しっかりと周知できる体制にしてほしいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 まさにそのとおりだと思います。町の対策会議についても、これは全く同じことが言えまして、実はホームページに、例えば今回の方針が変わったというのがぱつと載るんです。確かに更新がされるんですが、どこが変わったか載っていない。どんな議論がされたか載っていない。あとどんなメンバーが集まって、どんな論点で話しているかということが載っていないです。

一方、会津若松市のホームページをご覧くださいますと、載っています。新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果等についてということで、議事録まで載っています。あと資料も載っています。

ということで、明らかにしていくことが非常に大事だと思っています。これは事態がもっと悪化すれば悪化するほどどんな対応、あとで検証されますか、されます。どんな対応をとっていたのかということが検証されますので、そういった足跡を残す意味でも非常に大事だと思っています。そういったことを我々のサイドから率先して提案していくということ、これがやはり役割の大きなところだと思います。

4番議員からあったように、議会の動きがなかなか見えないというのも、そのとおりでございます。そんな中で、今回、広報委員長もメンバーに入ってくださいましたのは、臨時号の発

行であるとか、それ以外の方法、どういったことが可能なのか。今ほどはSNSでの発信なんていう話も、先ほどの会議ではありました。何が出来るのかということをもっとここで話をして、もちろん皆様から提案いただいたことをここで決定していくというふうなことです。

メンバーに関しましては、少し少ないかもしれないということを感じられたかもしれませんが、私としてはやはりこの感染症が広がっている場面ですので、より少ないメンバー、しかしながら、しっかり決定できること。そして責任を負っているメンバーで構築することによって、委員会として必要なことを情報共有するであるとか、構成員に伝えるであるとか、そういったことは我々委員長がしっかり担っていくことが必要だと思っています。

したがって、我々の責務といたしましては、町の対策本部に対してこういったことを必要なことあるんじゃないか、足りない情報あるんじゃないかということをお示ししていくことが1つ。あともう1点は、住民に対してより透明性を確保して、我々こういうことをやっているんだよということもアピールしていくということが目的の1つになろうかと思っておりますので、ご理解ください。

また、全てここで決まっているわけではなくて、これに網羅されていないものもございます。ぜひこの場で皆様にご意見いただきながらつくり上げていきたいと思っておりますので、ご意見のほどよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議員同士ですから、幾ら意見言ってもできることは限りあります。限りありますが、あえてそれを承知で言わせていただきますが、実は何事もやったほうがいいと。これについては恐らく賛同を得られるんです。では、誰がやるのかと、このところになってくると、なかなかいわゆる一様にはいかないんですね。つまり、例えばの話ですけれども、議員さん、それぞれの仕事というか、別の議員以外の仕事も持っているんですね、あるいは地域の役割もあると思います。

そうすると、勢い事務局になってくるんですよ、議会事務局に。議会事務局も今度なかなか業務上どんどん増えていくので、やりきれないところが出てくる。ここは急には答えてないんですが、議会事務局をもう少し議会活動ができる体制に、これは町長にお願いするしかないんですが、お願いをして、そして町長も言ったように、執行部も、議会も一丸となって、1つになって、ここは何というの、新型コロナウイルスの収束に向かっていかなきゃいけないわけですよ。

そういうことを考えると、事務局に余り負担がかかっても困りますから、そのところを議会のほうからの要望としてぜひ出していただきたいと思うんです。議員の人たちがやると

なると今度やる人がいなくなってしまうから、あれもやれこれもやれということになると。

それから、もう1点は、会津若松市の例が出ましたけれども、ほかの議会もいろいろ知り合いに聞いてみるけれども、やはりやった人には手当がつきますよ。委員長なら委員長、委員長という役割を持つわけですから、持つということは責任を担うんですね、そういう人にもしっかりと、いわゆるポジションに合う手当をすると。政務調査費を出さない代わりに、そういう役として出していくということを、最近は議員の数が少ないという場合にそういうことも考えておられる。そうすると、働きやすい、若い人たちが議員になっても、そういう姿を見ていると、影響を受けてきますね。先輩議員がここまで町のために、あるいは町民のたまにいろいろなことやって、そしてそれだけの何というんですかね、報酬をいただきながらも、「よし、では、私もいずれ先輩のような議員になって町のために働きたい」という、いわゆる議員の何というんですかね、押し上げるといいますか、議員に押し出してくる、そういう力にもなると思うので、そこもあわせて議会として、確かに財政厳しいかもしれませんが、そこはやはりきちっと要望に入れてほしいと、こう思います。

○室井嘉吉議長 そうすると、今の分については、要望ということで受けとめさせていただいて、今後に向かって。

〔「はい」「1点だけすみません」と言う者あり〕

○9番 大桃英樹議員 先ほど4番議員からいただいた、どうやって内容を伝えるかということだったんですけれども、ここで話して決まりました。どうやって伝えるかということ。議事録をつくって、なるべく早くつくって、皆さんに例えばメール等で配信するというのが一番早いんじゃないかなと、後で言った、言わないの話になっても困るので、やはり文字で起こすのは必要じゃないかなと思うんです。私は思うんですけれども、どうなのでしょう。事務局として対応いただけるか。

〔「メールがない人が多いんです。そうしたら、ファクスですね」と言う者あり〕

○9番 大桃英樹議員 ファクスかなと思うんですけれども、それで困るという方いらっしゃったらそれでお伝えいただいて。

〔「そうしていただければありがたいですよ」と言う者あり〕

○9番 大桃英樹議員 そうですよ。それならば、1日、2日ぐらいでぱんとできるので。

要は、皆さんから意見を収集するということと、ここで決まったことをお伝えする、次の活動につなげるということが大事になってくると思うので、まさにその議事録の部分が非常に大

事なので、ここは我々も協力しながらみんなで作っていければと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 事務局長。

○鈴木雄蔵議会事務局長 今のお話は、例えば本会議ですと、会議録大体2か月前後ですけれども、それを今日ここで1時間なら、2、3時間やったものを2、3日で議員さんにお手元というのは不可能と思います。

○9番 大桃英樹議員 議事録でも、全て一言一句全部文字おこししてくださいという話ではなくて、少なくとも決定事項、あと議論した内容、そういったことをお伝えできればいいと思います。あとはその書式。

○鈴木雄蔵議会事務局長 例えば事務局の誰かがまとめて第1校みたいな形でパッと出すことは、2日か3日は分からないですけれども、割と短期間で出すのは可能だとは思いますが、ただしそうすると、例えば私なら私の思いでパッと出しますので、議員さんの意に沿ったまとまりになっているかどうかは、ちょっと保証はないんですけれども、大ざっぱな内容は分かると思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私たちが、いわゆる南会津町の本議会のほかに、いわゆる広域議会出ていますね、それから環境衛生組合出ていますね。そのとき何があったかというのは、報告書を書いてそれぞれ出しますね。その内容は1つこういう項目です、こういうことで議論をしました、いつどこで誰と、このくらい分かれば、あとは後で分ければ。

実は、議会として、こういう本部でこういうことで今動いているんですよと言えらるわけですよ。それ以上詳しいこと私たちが1人1人に説明する必要ないですよ。だけれども、ここは先ほどから言っているように、タイミングとスピードが大事なんです。それを何もやってないんじゃないの、全部ずっと出来上がるまで1か月かかりましたというんでは、これ町民納得しませんから。だから、その程度でいいので、それは何というのかな、まとめるほうとしては難しいというところもあるかもしれませんが、そこは割り切って教えていただければ、いついつかどこで、こういうことで本部がこういう会議をして、こんなことを議論しましたよということが分かればいいんです。と思います。

〔「それはいいです」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 総務委員長。

○10番 湯田 哲議員 気になったのは、やはりこっちから逆に今度出しますね、出たときに、総務でいえば総務委員のメンバー、川島議員も含めて4番議員もそうだけれども、もらってこれに関してこういう意見があるからということで、委員長が出席してどこか次の会議に出すということになると思うんですよ、流れとしては。だから、そこも含めて委員長の部分もその役割はあるので、本当にその辺は責任持って、大ざっぱな分もありますけれども、委員長として受けたものをうちの仮に総務委員に振って、そしてそれを見た後でぜひ情報をもらうような形もとりますので、その辺は我々委員長の責任なので、いろいろな意見をぜひもらうような形をとりたいと思います、その辺は感じておりますので。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そこまでやっていただけるのであれば、私たちは大変ありがたいし……

○10番 湯田 哲議員 やらないと意味ないんです。

○4番 湯田芳博議員 意味がないわけではないです、今までやらなかったわけですから。この少雪だってやるべきだったんですよ。少雪だってやるべきだったんです。コロナだけじゃないです。少雪というのは、いわゆるこの弊害が物すごく大きいんです。そこにダブルで来たんですよ、新型コロナは。だから、それをやっていただけるのであれば、私らとしてはもう大変ありがたい。ただ、皆さんのご負担にならないかということが、私は心配があるということですから。感謝します。

○室井嘉吉議長 そうしたら、今言われたことについては、それぞれの各委員長も十分認識したと思いますので、この対策委員会の会議はどういう内容で、どんなことを中心に話し合われて、大体こんな方向づけで確認して終わったよというようなことは、ここは後からこのメンバーの中で誰が文書を作成するのかということを決めて、そこは随時対応していきたいというふうに思いますので、ぜひご理解のほどよろしくお願いします。

〔「お願いします」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうすると、この部の設置をするということについては、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうしたら、今日付をもって新本部を設置をするということをご確認をしたいと思います。

次に、2点目の各議員の人たちが、当面こういうような点について議員自らが、これは町民

から負託されている我々ですから、やはりそこは自らの健康ということは、やはり町民の負託にも応えることにつながることでございますから、それぞれ身を律してこのコロナ対策上、こういうことについてお互いやっていったらどうかと、こういうことで原案つくりましたけれども、いや、こんなことまでということなのか、あるいはもっとこういう点こうすべきでないかということあれば、ご意見としていただきたいなとこう思いますが、いかがですか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 やはり私たちがもし感染した場合、役場に来たときに、その機能全部ストップしてまいります。ですので、これはすごくもっと厳しくしたほうが私はいいと思っています。

というのは、ここにまず手洗いがいい、手洗いがいい、基本ですけども、こういうことをちゃんとやってもらいたい。あとマスクの使用だってそうなんです。表面さわってはだめなんです。本来だったら、私ちょっと今日やってきましたが、こういう会議のときは他ではゴーグルはめますよ。というのは、感染は目、鼻、口からなんです。皆さん眼鏡かけていらっしゃる方多いからいいけれども、眼鏡かけてない方が直接手でさわったら、これ感染します。何でマスクがこれだけ品薄になっても感染者が増えている。みんな目からうつっているんです。

そういうこともちゃんと入れて、徹底してはやり我々議員はやっていかないとだめじゃないか。だから、ほかでは、ドアもひじであけるようにちゃんと指導しているんです。ノブをさわるときは、ティッシュとかハンカチで開けるようにと、そのぐらい厳しくやっています。これは単なる一般的なことです。そうじゃなくて、本当に防ぐ気があったらば、徹底すべきです。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 座って言うけれども、そっちのほうが委員会任せて、委員会に言い分があると思うんだけど、それでも足りないというならまた別だけれども。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今2番議員が言ったこともとても大事だと思うんですが、1つ大事なのは、今現在、感染者がいない地域と、それから感染者が出た地域の対応の仕方だと思うんですね。もう出ないのでロックダウンするくらいの一手手前までやろうという人もいますけれども、マスクもそうですが、ゴーグルも殺菌剤も足りないんですね。これが潤沢に手に入るのであれば、今言ったような方法もいいんですが、ここで私たちがゴーグルを例えばしようということで全部集まると、本当に必要なところにゴーグルが回らないという状況があるそうです、福島県に聞けば。そういうことを考えると、病院とか、そういうところをもう1回ちょっと調

べてみて、私たちも公の立場にいるわけですから、今おっしゃったように、感染を防ぐというのはとても大事な話なんですね。

もう一つ大事なことは、公務にある議員は、実は断るに断れないことであるんですよ。例えば町内の、町内でもなるべく動かないようにしていようというものですが、やはり声かけられてどうしても相談があるという、電話では話すこともできない場合もあるんですね。

実は、昨日、私はどうしても只見から相談持ち込まれたんですね。来るなってなかなか言えないですよ。来ないでくれとは言えない。来るにしても、私も玄関のところにちょっと殺菌のあれを置いて、申しわけないけれどもと言って上がってもらった。それでも感染するかもしれません。

今日、あるお年寄りと話しましたが、回覧板で感染する可能性もあるわけです。ここまで来ると、私たちもなかなか対応しきれないので、ここはこの内容で私はとりあえずスタートして、そしてこの後いろいろな状況、様子を見ながら、また手を打っていくという方法でいいのではないかな。

議員の皆さんもそれぞれに先ほど言ったようにお仕事持っているし、いろいろな形があるでしょう。ですから、もし万が一感染した、感染というそういうことになったときに、絶対にそれを責めないというか、そういうことにしないと、なかなか公務というのは、公職というのは務まらないと思いますので、そのところもちょっとこれを決めるに当たって、最初から議会として入れておいてほしいなというふうに思います。どこから感染するかがわからないというところが一番怖いので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長　そうすると、どうですか、今2番議員からは今のところ補強すべきだと、4番議員の方は、今の原案で歩きながら足りない部分は補強していつてはと、こういうことであるわけですが、原案どおりでとりあえずは出発すると、こういうことではいかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　では、そういうことでひとつよろしくお願ひします。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員　今ほど確認をされましたので、それで4月20日にも打ち合わせをさせてもらったんですが、やはり今ほど皆さんも言っていますように、一応まだこの南会津町、会津全体がまだ誰も感染者が幸いにして出ていないということで、そして今、全国的には、全国統一の中で5月6日まではやはり不要不急の外出は基本的に控えて、そしてやろうということで、一応これも今毎日のように連日連夜マスコミ報道もなされておりますので、ぜひ今回、

この対策本部が議会として設置をしたということで、議長のほうから5月連休前まで、他県からの里帰りなどがこれから大型連休も控えていますから、そういうものを予定をされるところもあると思うんですが、やはりそれは最大限5月6日には絶対出しては駄目なんだというふうなことを、一応みんなで決意する意味でも、ぜひ最大限の、町としても取組を行ってほしいというようなことを、最大限の警戒というふうな形になるかと思うんですが、そういうのを言って、議会の意思として伝えていただいたらどうなのかなというふうに思います。

あとは予防策の徹底ということで、先ほども馬場議員のほうもありましたけれども、やはり本町に入る県外者に対しての検温の実施とか、そんなものもいろいろ出たんですが、実際私も昨日ちょっと道の駅見てみましたら、4月の明日からですね、5月10日までトイレとあれを除いて完全閉鎖というような状況になっていますから、やはりちょうど入り口で宇都宮ナンバーとかダンプカーも来ていたんですが、そのところを全体で、議会全体として最大限の警戒を呼びかけるというふうなことを申合せをさせていただいたらどうかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

〔「異議ありません」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか、今のご提案について。そういうことで、行政側に強く申し入れをしたいと、こういうことにしたいと思います。

あとそのほか、以上でコロナ対策は終わりたいと、こう思います。

その他ということで、皆さんのほうから何かございませんか。

なければ、私のほうから1点だけ、4月1日の日に、この間の議会だよりさもあれ、株式会社みなみあいつが発足したよと、こういうことで私も議会を代表して参加をして、とにかく何というんだ、看板の除幕式か、それに参加をしてまいりました。

あのときは、まさにコロナ等も盛んに心配されている時期でありましたから、いろいろ中身についてお聞きをしたんですが、それは個人的にです。全体の会議とか何とかでなく、役員やっている方にお聞きをしたんだけど、4月あのときは佐藤栄と何とかって佐藤栄系列の高校2つから1,000人ずつ来る予定だったけれども、それがもうキャンセルだと。1団体、1,000万円、2,000万円ばあだと。それ以外のもうキャンセル来て、予約来ているのもうほとんどキャンセルだと。こういうことで、出発早々から大変な状況だなど、こんなことで私自身も強く感じてきたところであります。

そういった意味では、株式会社みなみあいつも本当に大変な、出発から大変な按配ではないのかなというようなこと等も強く感じておりますので、皆さんのほうからもいろいろその辺の

ところなんかも機会あればお話を聞いたり何だりして、いろいろあればまた全体として行政側にも対応を含めた話なんかもできると思いますので、ぜひそんな点も頭に入れて置いていただければなど、そんなことで私のほうから1点その報告をしときたいなど、こう思います。

あと皆さんのほうから。

なければ……

〔「関連して」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

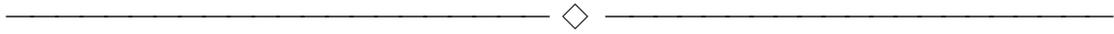
○4番 湯田芳博議員 以前、総務委員会で、みなみやま観光株式会社時代に意見交換をやりましたね。そのときに、いろいろ実態とか聞いたんですけども、つまり会社として経営戦略持っていますかと言ったら、経営戦略持っていないんです。つまり、確かにキャンセルは大きい、ダメージ大きいですよ。でも、経営戦略って第1弾、第2弾、第3弾と持つんですよ。普通そうなんです。普通でないと言われると困りますけれども、みなみやま観光で今回新しい会社になったということは、新しいスタートを切るに当たってしっかりした経営戦略を立てないといけないです。経営戦略を立てるときに、当然3年とか5年も含めてやるんですね、このところがクロスになったと。では、このクロスになった部分をどの部分で補うかというのが経営戦略ですから、ここをやってないと、例えば収束した後に、慌ててまた何というのかな、営業に来てくれという話になるんですね。

そうじゃなくて、では、クロスになっている間に彼らと何でつないでおくか、お客にどういうふうにならぬかな、つなぎをつけておくか、これが経営戦略なんですよ。だから、こういう言い方をすると、ともすると嫌がるでしょうが、経営戦略を持たない会社はその一時的なダメージで終わってしまうんです。

ここは、ぜひ私たちよりもはるかに接触機会が多いんでしょから、議長や関係者のほうから伝えてほしい、経営戦略をつくるべきなんです。自分たちでなかなか立てないのにつくれないと思います。そのときに多少お金かかっても、しっかりと経営コンサルタントというか、コンサルタントもいろいろな人がいますから選ばないといけないんですが、そういうところと相談しながら、この時期に、このコロナでこういうことがある時期に、ぜひ経営戦略を立てておくべきだと思うんですよ。

それは、では何で分かるかという、例えばの話ですよ、軽井沢に宣言が出る前に都民の人たちが軽井沢に、軽井沢にと行きましたよ、これは何ということないですよ。3密が駄目ならば、3の疎でいきましょうということですよ。田舎、過疎でしょう、ここで田舎の言ってみれば、

ば暮らしの提言って幾らでもできますよ、アイデアを出せば。これが経営戦略になっていくので、あそこはやはり今のこの時期だからこそみんなでいろいろ知恵を出し合って、アイデアを出し合って、しっかりと経営戦略を立てていってほしい、これが私の望みです。ぜひお伝えいただければありがたいと思います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、それ以外のことで何かありませんか。

なければ、これをもちまして全員協議会、閉会をしたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時16分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉